

大垣市災害廃棄物処理計画

令和 5 年 3 月

大 垣 市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 背景及び目的	1
第2節 基本的な考え方及び構成	6
第3節 基本的事項	8
第4節 計画の見直し	19
第2章 災害廃棄物対策	20
第1節 平時の備え（体制整備等）	20
第2節 発災後対応（応急対策期）	65
第3節 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）	88
第4節 代行処理	96
資 料	99
1 策定の経過	99
2 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	100
3 大垣市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	105

第1章 総 則

第1節 背景及び目的

1 背 景

(1) 東日本大震災等を踏まえた国の動向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、従来の想定を超える巨大地震と広範囲にわたる津波災害、さらには原子力事故により、災害が複合化し、誰もが想定しなかった状況の連続の中で、膨大な災害廃棄物の処理が進められました。

国においては、こうした東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえて、平成26年3月に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」を提示するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震のように東日本大震災を大きく上回るおそれのある巨大災害時の廃棄物対策の指針である「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン（中間取りまとめ）」を取りまとめて提示しました。

また、東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくためには、関係者が連携・協力したうえで、平時から災害に備える必要があること、また、災害が発生した後に柔軟な対応を確保するため、特例的な措置が必要であることなどが明らかとなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）が平成27年7月に制定されました。

さらに、国は、熊本地震等の近年の災害の知見をもとに、平成30年3月に災害廃棄物対策指針を改定し、近年の法改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置づけ等を明記し、近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項を追加するとともに、令和元年には「災害廃棄物対策指針 資料編」を改定し、仮置場必要面積の算出方法等を変更しました。

(2) 国土強靱化基本計画及び大垣市国土強靱化地域計画における災害廃棄物対策

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）を制定し、翌年6月には、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。

市においても、全国各地で頻発化、激甚化する急激な気象変化や地震等の自然災害を踏まえ、自然災害により機能不全に陥らない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた強靱なまちづくりを推進するため、令和3年3月に「大垣市国土強靱化地域計画」（以下「市強靱化計画」）を策定し、市民の生命と財産を守り、持続的な成長の実現を目指しています。

災害廃棄物対策は、国土強靱化基本計画及び市強靱化計画において、迅速な復旧・復興を進めるための施策として位置づけられています。

このように、災害廃棄物対策は、大規模災害の発生時においては、迅速な復旧・復興を推進するための第一歩として位置づけられるものであり、平常時から、市や県、国、民間事業者等の連携を図るとともに、発災時には、連携して対応できるよう事前の備えを十分にしておくことが求められています。

(3) 県の取り組み

県は、南海トラフ地震や内陸型地震による災害に対する備えを進めるため、平成17年3月に「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年岐阜県条例第13号）を制定し、平成18年4月には「岐阜県地震防災行動計画」を策定するなど、特に地震防災対策の強化を進めるとともに、毎年のように発生する風水害（河川氾濫・土砂災害等）への備えを進めてきました。

災害廃棄物対策に関しても、この一環として、県内の事業者団体との協定の締結や、県と県内市町村による広域応援体制の確立のため「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」（以下「県広域処理計画」という。）を平成19年2月に策定するなど、対策の強化を進めてきました。

また、災害廃棄物対策指針を踏まえつつ、東日本大震災の災害廃棄物処理において確立された新たな技術的知見や処理スピードと経済性の双方を両立した合理的な処理スキームに学びながら、震災において浮き彫りとなった多くの課題（例：市町村庁舎の被災による行政機能の低下や、災害対策本部を含めた行政組織体制・情報通信網の混乱、住民生活の支援等）を踏まえて、県広域処理計画を見直し、県が平成25年2月に公表した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で被害想定が示された5つの地震及び県が作成した浸水想定区域図に基づく水害を対象とした「岐阜県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」（以下「中部ブロック広域連携計画」という。）を策定したことから、平成29年9月に県計画を一部改定し、中部ブロック広域連携計画の位置づけを追加しました。

また、県が平成31年2月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」で新たに示した6つの地震の被害想定及び災害廃棄物対策指針等の改定を踏まえ、令和3年6月と令和4年3月に改定を行いました。

県は、県計画を踏まえて、平常時から市町村、事業者団体との連携体制を確認するとともに、各々万一の事態に対する備えを強化し、県計画の実効性を高めています。

(4) 市の取り組み

市では、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平成25年3月に「大垣市震災廃棄物処理マニュアル」を策定し、災害廃棄物対策指針や県計画との整合性を図りながら、災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与することを目的として、令和2年3月に「大垣市災害廃棄物処理計画」（以下「市計画」という。）を策定しました。

今回、県計画が令和3年6月と令和4年3月に改正されましたので、県計画と整合を図るため、市計画の改正を行います。

市は、市計画を踏まえて、平常時から県や他市町村、事業者団体との連携体制を確認するとともに、各々万一の事態に対する備えを強化し、市計画の実効性を高めています。

2 目 的

災害廃棄物の処理において、地域住民の健康への配慮や環境面での安全確保は必須です。

また、東日本大震災や熊本地震、大型化する台風など数々の大規模災害の教訓から、災害廃棄物の処理は発災時に対策を講じるのではなく、防災上や復旧復興の観点から、平時から対策を講じておくことは極めて重要です。

大規模災害が発生すると、家庭から排出される生活ごみに加え、短期間で大量のがれき類が発生するほか、交通の遮断や中間処理施設の損傷などにより、通常のルートによる収集運搬及び処分に支障をきたすことが予測されます。

市計画では、災害廃棄物の処理に関する必要な事項をあらかじめ把握し定めるとともに、環境保全や公衆衛生を確保しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、被災地域の早期の復旧復興を目指します。

第2節 基本的な考え方及び構成

1 基本的な考え方

市計画は、災害時に必要となる事項を平時の備え（体制整備等）、発災後対応（応急対策期）、災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）に分けて整備します。

市計画の対象とする災害は、地震や風水害、その他の自然災害としますが、被害想定は、県が実施した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（以下「被害想定調査結果」という。）で示された11の地震及び県が作成した浸水想定区域図に基づく水害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握します。

市計画は、県計画と整合のある計画とします。

被害抑止と被害軽減の観点から、発災前の対策について整理します。

災害廃棄物の処理を迅速かつ生活環境に配慮した適正な処理を行うため、災害発生時に市が行うべき業務を明らかにするとともに、県や他市町村、事業者団体との連携体制を平常時から確立し、災害時における迅速な行動の確保に努めます。

災害廃棄物は、一般廃棄物であるため、市が処理責任を負うものですが、大規模災害時には、市が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や仮設処理施設の設置、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項に基づく事務委託による県の代行処理も想定します。

災害廃棄物のうち、地震等の災害により主として建物の倒壊等から発生するがれき類の性状や組成は、産業廃棄物に近いものが多く、かつ一度に大量に発生します。

通常的一般廃棄物の処理とは異なる配慮が必要となる場合が多いため、平常時からその処理に対する考え方を明らかにしておきます。

復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については、発災から3年以内に処理するよう計画を策定します。

なお、市において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築します。

2 計画の構成

(1) 第1章 総則

計画策定の背景及び目的を明らかにするとともに、計画の位置づけ、対象とする災害や災害廃棄物、計画の前提となる被害想定や災害廃棄物発生量等、計画に係る基本的事項をまとめます。

(2) 第2章 災害廃棄物対策

第1節 平時の備え（体制整備等）

災害時の市の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊、警察、消防、国、県、他市町村、事業者団体との連携体制の整備、一般廃棄物処理施設の耐震化や補修に必要な資機材の備蓄、仮置場候補地の選定、有害物質の保管場所の情報収集等、被害抑止及び被害軽減の観点から平常時において実施すべき事項について整理します。

第2節 発災後対応（応急対策期）

災害発生時における市の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊、警察、消防、国、県、他市町村、事業者団体からの支援の受入の実施方法、災害廃棄物処理実行計画の作成、仮置場の設置、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化等、発災後に実施すべき事項について整理します。

第3節 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

市が、その区域内で発生した災害廃棄物の処理を完結できない場合に実施する市を超えた広域処理等について、方針と手順を整理します。

第4節 代行処理

市が行政機能を喪失した場合に、県や国が代行処理を行う場合の方針等を整理します。

第3節 基本的事項

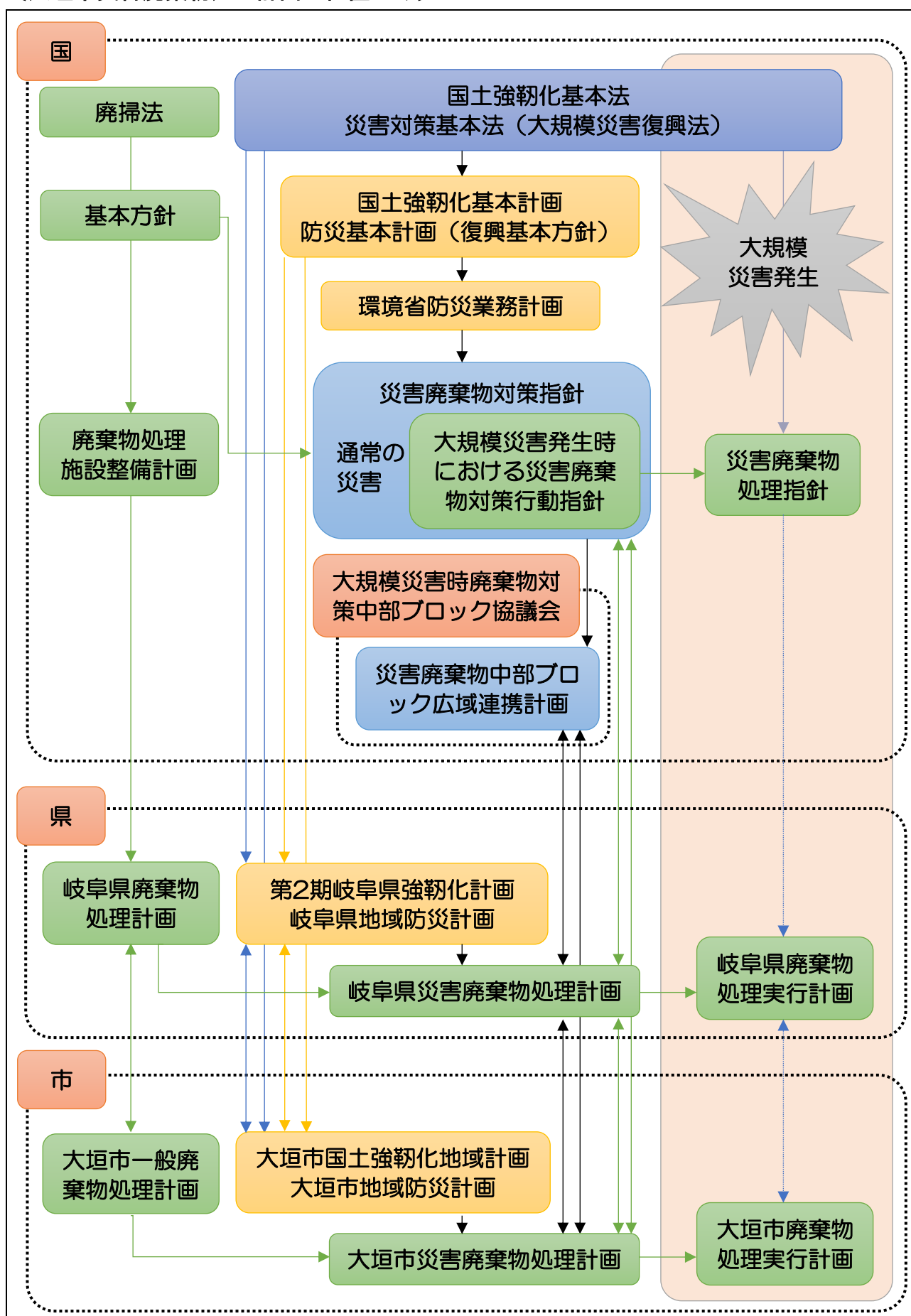
1 計画の位置づけ

市計画は、国土強靱化基本法に基づき策定した市強靱化計画及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した「大垣市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第5条の5及び災害廃棄物対策指針に基づく計画です。

市計画は、市における災害廃棄物処理の基本的な考え方と市の役割をまとめるものです。

市においては、県計画と整合を図った市計画を策定するとともに、発災時に国が大規模災害発生時に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合には、市が災害廃棄物処理指針や県計画、「岐阜県災害廃棄物処理実行計画」（以下「県実行計画」という。）の内容及び市計画を反映した「大垣市災害廃棄物処理実行計画」（以下「市実行計画」という。）を策定します。

〔大垣市災害廃棄物処理計画の位置づけ〕



2 対象とする災害と被害想定

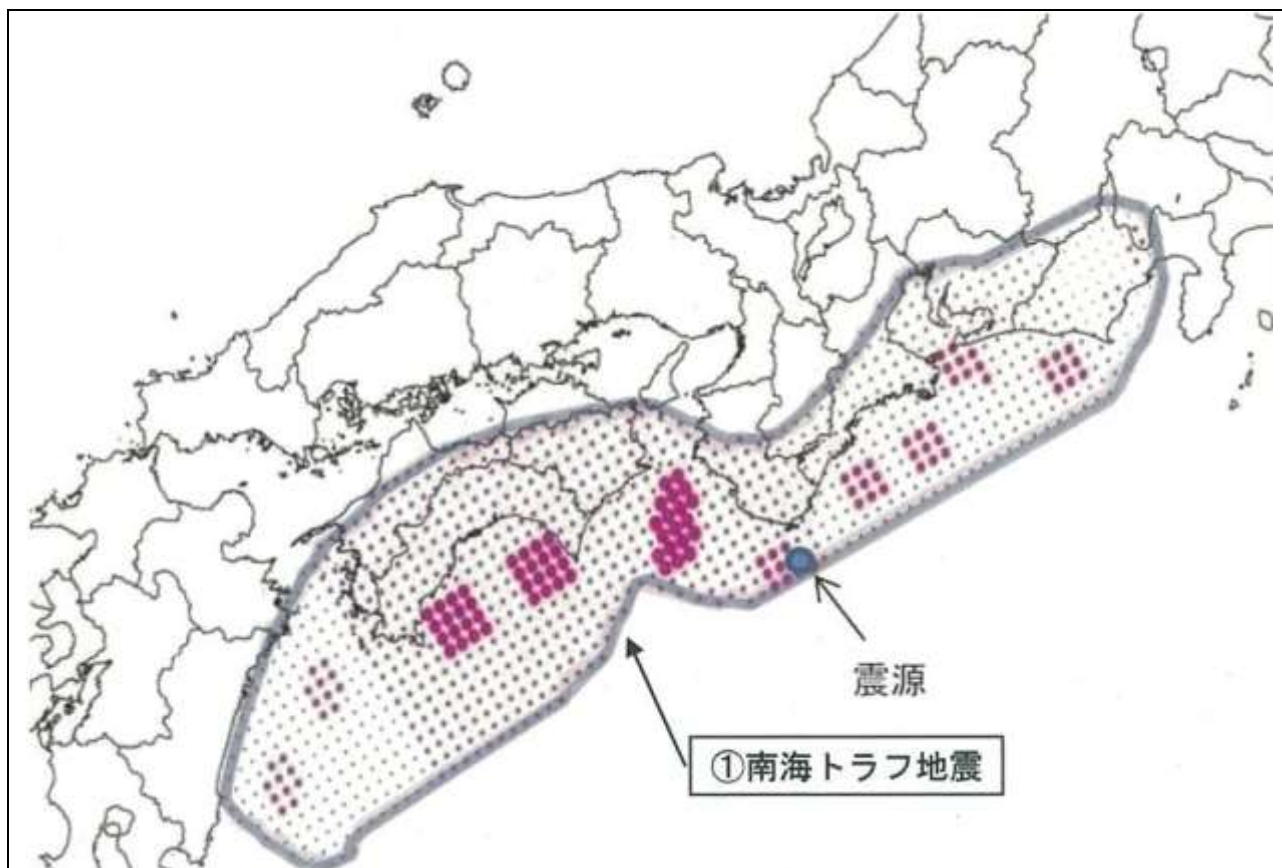
(1) 対象とする災害

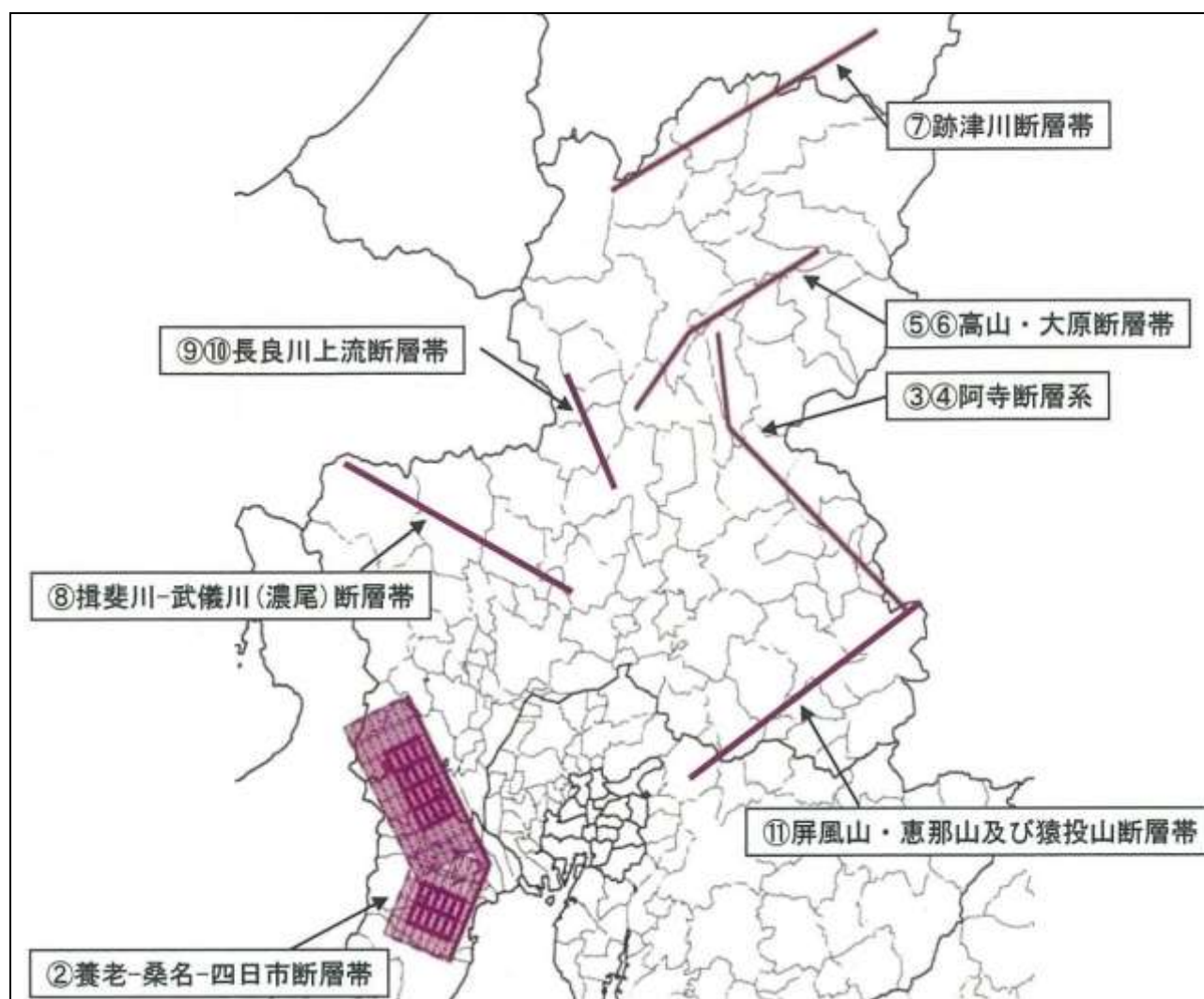
平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、県は、平成23年11月から平成25年2月にかけて、南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある4つの内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成25年2月に「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」として公表しました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、県は、平成29年7月から平成31年2月にかけて、県内主要断層帯における内陸直下地震（揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、高山・大原断層帯地震）を対象に震度分布解析及び地震被害想定調査を実施し、平成31年2月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」として公表しました。

市計画の対象とする災害は、地震や風水害、その他の自然災害としますが、被害想定は、県が実施した被害想定調査結果で示された11の地震及び県が作成した浸水想定区域図に基づく水害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握します。

〔地震被害想定を行っている断層の位置〕





出典：岐阜県「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」

(2) 地震ごとの被害想定

被害想定調査結果で示された地震ごとの市内の被害想定は、以下のとおりです。

災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計します。

〔被害想定調査結果で示された地震ごとの市内の家屋被害の想定〕

(単位：棟)

地震	規模	家屋被害		
		全壊	半壊	焼失
① 南海トラフ地震	M9.0	4,318	10,389	32
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	M7.7	17,404	17,727	402
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	M7.9	333	723	0
④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）	M7.9程度	556	989	0
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	M7.6	551	1,094	0
⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	M7.6程度	0	2	0
⑦ 跡津川断層帯地震	M7.8	673	1,459	0
⑧ 揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	M7.7程度	3,751	10,358	63
⑨ 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	M7.3程度	914	2,628	5
⑩ 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	M7.3程度	217	447	0
⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	M7.7程度	331	598	0

3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進めます。

廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理します。

復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については、発災から3年以内に処理するよう計画を策定します。

なお、市において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築します。

市の行政機能が喪失した場合は、地方自治法に基づき、災害廃棄物の処理を県に事務委託します。

4 対象とする業務と災害廃棄物

(1) 業務の内容

災害廃棄物処理業務の内容及び市と県の役割は、以下のとおりです。

〔市及び県の業務内容〕

時期	市	県
発災前 平時の備え	・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 関係機関連絡窓口の定期的な確認 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施 ・ 災害応援協定の締結（他市町村、事業者団体等） ・ 仮置場候補地の選定 ・ 仮設トイレの確保 ・ 資機材の保有状況の定期的な確認	・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 関係機関連絡窓口の定期的な確認 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の助言 ・ 災害応援協定の締結（他都道府県、事業者団体等） ・ 資機材の保有状況の定期的な確認 ・ 有害物質の保管場所の情報収集 ・ 国有地及び県有地から仮置場候補地リストを作成
発災後 応急対策	【概ね3日以内】 ・ 組織体制（クリーンセンター班）の設置 ・ 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれき類の撤去（自衛隊、警察、消防、県との連携） ・ 仮設トイレ（避難所）の確保、設置 ・ し尿処理施設の点検、確認 ・ し尿の収集運搬、処理体制の確保 ・ 一般廃棄物処理施設の点検（し尿処理施設及び焼却施設を優先） ・ 一般廃棄物処理施設への進入路の確認 ・ 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保	【概ね3日以内】 ・ 組織体制（廃棄物対策班）の設置 ・ 情報収集・連絡（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・ 道路の啓開に伴うがれき類の撤去（県管理道路） ・ し尿、ごみ（避難所ごみ、生活ごみ）処理の応援の実施に関する連絡調整（他都道府県との連絡調整を含む。）

時期	市	県
復 旧 ・ 復 興	- 仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討 - 県に対する実施状況の連絡、応援要請	
	【概ね3日～2週間】 - 災害廃棄物発生量の推計 - 一般廃棄物処理施設の安全確認、補修 - 仮置場の確保、設置及び分別方法周知 - 収集運搬体制の確保 - 倒壊の危険のある建物の解体（※） - 腐敗性廃棄物の処理開始 - 有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 - 県への事務委託の検討	【概ね3日～2週間】 - 災害廃棄物発生量の推計（全体） - 災害廃棄物処理可能量の推計 - 仮置場候補地リストの提供 - 有害廃棄物・危険物の所在場所等、県が把握している情報の提供 - 被災していない市町村、民間の処理施設に対する受け入れの打診 - 衛生管理情報の提供 - 被災市町村からの事務の受託
	【概ね2週間～1か月】 - 災害廃棄物処理実行計画の作成 - 収集運搬の実施 - 仮置場の設置・管理・運営 - 腐敗性廃棄物の処理 - 有害廃棄物・危険物の回収ルート確立 県へ事務委託する場合 - 事務委託範囲の確定 - 事務委託の手続（規約、議決、告示）	【概ね2週間～1か月】 - 国の動向（災害廃棄物処理指針、国庫補助範囲の拡充等）の情報収集 - 災害廃棄物処理実行計画の作成支援 - 広域処理の受け入れ調整 市から事務委託を受ける場合 - 事務委託範囲の確定 - 事務委託の手続（規約、議決、告示） - 災害廃棄物処理実行計画の検討
	【概ね1か月～3か月】 - 収集運搬の実施 - 仮置場の管理・運営（火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策） - 建物解体撤去（※） - 放置車両の移動・返還	【概ね1か月～3か月】 - 災害廃棄物処理の進捗管理 - 国庫補助事務（災害査定等の対応） - 他都道府県に対する協力要請（災害廃棄物の広域処理）

時期	市	県
	・国庫補助事務（災害査定等の対応）	
		市から事務委託を受ける場合 ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・仮設処理施設の設置場所選定
	【概ね3か月以降】 ・災害廃棄物の処理	【概ね3か月以降】 ・災害廃棄物処理の進捗管理 市から事務委託を受ける場合 ・仮設処理施設の整備（許認可、運用に必要なインフラ整備、発注手続） ・災害廃棄物の処理

※ 災害対策基本法第64条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができます。

(2) 対象とする災害廃棄物

① 災害廃棄物の定義

市計画において対象とする災害廃棄物は、「自然災害に起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市等がその処理を実施するもの。」と定義します。

なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としないこととします。

② 災害廃棄物の種類

災害廃棄物は、がれき類や有害廃棄物・危険物、取扱いに配慮が必要な廃棄物、避難所ごみ等到大別されます。

〔市計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性〕

区分	種類	内容
がれき類	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	その他(残材)	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
有害廃棄物・危険物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物
		太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

5 処理主体

災害廃棄物の処理主体は、市等です。

災害廃棄物は、一般廃棄物であるため、廃掃法第6条の2の規定により、市が処理の統括的責任を負うこととなります。（※1）

県は、県内の市町村、近接する県、国及び事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えることなど廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行います。

市の行政機能が喪失して、市が災害廃棄物を処理することができない場合には、県は、事務委託をうけ処理を行います。

県は、市による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に関する特別措置、財政支援措置の実施を要請します。

また、D. W a s t e - N e t（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（※2）等を活用して、市に対し支援を行います。

県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても、3年以内に処理ができないがれき類が発生した場合は、産業廃棄物処理施設の活用を検討します。

※1 災害廃棄物対策指針においては、道路や河川等に堆積している土砂流木等の取扱いや災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等の取扱いについて基本的な考え方が示されています。（総則1-11）

※2 環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築しました。

主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等です。

一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備しました。

平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進めます。

さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援します。

発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行います。

第4節 計画の見直し

被害想定調査結果による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指します。

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平時の備え（体制整備等）

1 組織体制・指揮命令系統

(1) 災害対策本部

市計画で想定する災害が発生した場合は、市防災計画に基づき、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、各部局長を本部員とする「大垣市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）が設置されます。

また、地域における災害対策事務の円滑な処理を図るため、地域事務所の所管区域ごとに地域事務所長を支部長とする支部が設置されます。

(2) 部及び班の設置

市災害対策本部が設置された場合は、市防災計画に基づき、本部に生活環境部クリーンセンター班が設置されます。

生活環境部長は、生活環境部内の災害対策を総括し、指揮します。

(3) クリーンセンター班の構成・事務分掌

〔クリーンセンター班の分担任務〕

No.	分担任務
1	管理施設の災害対策に関する業務
2	災害時のごみの収集、処分及び清掃に関する業務
3	災害対策用物資の運搬に関する業務

① 管理施設の災害対策に関する業務

- 1) クリーンセンター焼却施設の運転を停止する。
- 2) クリーンセンター及びリサイクルセンターの被害状況を確認するとともに、点検及び応急復旧対策を実施する。
- 3) 各最終処分場（荒川町、上石津町上多良、上石津町三ツ里、草道島町、墨俣町、旧米野町）の被害状況を確認するとともに、点検及び応急復旧対策を実施する。

〔業務内容等〕

No.	内容	担当所属
1	◆クリーンセンター焼却施設の運転停止 ・建物等が損壊するおそれがある大きな揺れを感じた場合、火災等の二次災害を防止するため、焼却施設の運転を停止する。	施設管理G
2	◆クリーンセンター及びリサイクルセンターの被害状況の確認、点検及び応急復旧対策の実施 ・クリーンセンター敷地内における人的及び物的被害について確認作業を行う。 ・収集した情報を市災害対策本部へ報告する。 ・必要に応じて、関連業者等と連絡調整を行い、施設の点検及び応急復旧対策を実施する。	施設管理G
3	◆最終処分場の被害状況の確認、点検及び応急復旧対策の実施 ・各最終処分場における人的及び物的被害について確認作業を行う。 ・収集した情報を市災害対策本部へ報告する。 ・必要に応じて、関連業者等と連絡調整を行い、施設の点検及び応急復旧対策を実施する。	施設管理G

② 災害時のごみの収集、処分及び清掃に関する業務

- 1) 災害廃棄物の仮置場の設置
- 2) ごみ収集運搬体制（被災地域、避難所、非被災地域等）の確保

〔業務内容等〕

No.	内容	担当所属
1	◆災害廃棄物仮置場の設置決定 ・被災区域、被害状況等の把握（災害廃棄物発生量の推計） ・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地外の仮置場の検討（仮置場必要面積の推計） ・市災害対策本部へ仮置場設置の通知 ・仮置場設置を自治会長へ通知 ・コーテックへの貸出駐車場の使用取消の検討	計画総務G
2	◆廃棄物等受入処理施設の処理可否確認 ・被災状況の確認 ・収集物の受入可否の確認 ・直接搬入の受入可否の確認	清掃G
3	◆道路状況の把握 ・収集不可能地域の有無確認（道路課、管理課、国道事務所、大垣土木事務所） ・廃棄物等受入処理施設へのルート確認（大野町、養老町）	清掃G
4	◆収集運搬委託業者等への収集可否確認 ・被災状況の確認 1 収集員数（運転手含む。） 2 稼働可能車両数 3 通常収集の可否、安全対策の要望 4 廃棄物等受入処理施設の稼働状況連絡 ・非被災地域における通常収集等の要請	清掃G

No.	内容	担当所属
5	◆一般廃棄物収集運搬許可業者への収集可否確認 ・被災状況の確認 1 収集員数（運転手を含む。）、稼働可能車両数 2 収集請負事業所等への収集可否の確認 3 廃棄物等受入処理施設の稼働状況連絡 ・非被災地域における通常収集の要請	清掃G
6	◆ごみ収集運搬体制の確保 ・非被災地域における通常収集運搬の継続 ・被災地域における収集運搬体制の確保 1 腐敗性廃棄物（冷蔵庫の中身など）が大量に発生することが予想され、屋外に放置すると動物（カラス・猫など）に荒らされる可能性がある。 ・避難所における収集運搬体制の確保 1 各分別ごみの収集頻度等を検討 ・へい獣等の収集運搬体制の確保 （いつ、誰が、何処で、何を収集運搬するのかを決定） ※ 収集人員等が不足している場合は、収集コースの統合、3人乗車を2人乗車に変更、「もえるごみ」のみ収集など収集方法等を変更する。	清掃G
7	◆避難所及び仮設住宅等へのリサイクル分別容器等の提供 ・避難所及び避難人数の把握 ・約60人（20世帯×3人）に対してリサイクル分別容器（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃乾電池）1セットを配布手配。	清掃G

No.	内容	担当所属
8	◆仮置場の運営 ・分別看板（家電類、家具類、コンクリートがら、木くず、石膏ボード・スレート板、金属くず、ガラス陶器くず）の設置 ・各分別エリアにブルーシートを設置 ・消火設備（消火用水槽等）の設置 ・仮置場配置図の作成（一方通行） ・腐敗性廃棄物の持込を断る。 ・分別指導員、交通整理員の派遣（清掃作業員、OB等） ・受付で搬入者の身元確認や発生現場（発生場所の住所や氏名）の確認 ・夜間の閉鎖	計画総務G
9	◆仮置場から災害廃棄物の撤去手配（発生より約2週間後～） ・西南濃粗大廃棄物処理センターの余力等を勘案し、撤去計画を作成する。 ※ 腐敗性廃棄物が持ち込まれた場合は、すぐに収集する必要がある。	清掃G
10	◆クリーンセンターでの受付 ・電話対応（災害廃棄物、不法投棄物、へい獣） ・直接搬入受付（クリーンセンター、西南濃粗大廃棄物処理センター、西濃環境保全センター、上石津町上多良一般廃棄物最終処分場） ※ 災害廃棄物は免除。それ以外は有料	清掃G
11	◆市民への周知（広報車へ依頼） ・仮置場の設置 ・分別、収集方法等の変更内容	資源化推進 G

③ 災害対策用物資の運搬に関する業務

- 1) 災害対策用物資の運搬手配
- 2) 車両の貸出対応

No.	内容	担当所属
1	◆災害対策用物資の運搬手配 ・避難所及び仮設住宅等へリサイクル分別容器等を運搬する手配を行う。 ・市災害対策本部等からの要請により、一時集積配分拠点等から避難所等への運搬する手配を行う。 ・運搬する物によって適切な車両を選択する。 1 311号車（ユニック付5 t 車） 2 327号車（アルミ箱型トラック） 3 306号車（4WD軽トラック）など ※ 災害廃棄物の撤去や収集運搬等により、人員・車両の調整が必要である。 ※ 災害対策用物資（生活必需品等）の配分は商工観光班等が行う。	清掃G
2	◆車両の貸出対応 ・災害対策用物資等の運搬のためクリーンセンターで人員等が確保できない場合に限り車両の貸出を行う。	清掃G

2 職員への教育訓練

市計画の内容を平常時から職員に周知し、災害時に計画が有効に活用されるよう職員の教育訓練を継続的に行います。

教育訓練は、災害時に情報が混乱することを避けるための情報伝達訓練や、災害を想定したシミュレーション訓練により、職員の教育訓練を継続的に行います。

また、災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会を開催するなど、人材の育成を図ります。

上記教育訓練や研修会により計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を継続的に見直します。

上記教育訓練には、県や関係団体等の関係者の参加を促し、より実践的な訓練の実施に努めます。

3 情報収集・連絡

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時において収集する情報の種類・内容及び情報の収集・連絡体制を明確にすることにより、関係機関との緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

(1) 市災害対策本部から収集する情報の項目

クリーンセンター班が市災害対策本部から収集する情報項目は、以下のとおりです。

〔市災害対策本部から収集する情報収集項目及び目的〕

区分	情報収集項目	目的
建物の被害状況	・木造、非木造別の建物の全壊及び半壊被害棟数 ・建物の焼失棟数	・災害廃棄物の発生量及び処理量の推計 ・災害廃棄物の種類の把握 ・仮置場の場所、面積の算定
避難所と避難者数	・避難所名、所在地 ・各避難所の収容人数 ・仮設トイレの設置状況	・避難所ごみ発生量の算定 ・し尿処理必要量の算定 ・収集運搬体制の検討
上下水道、道路等の被害及び復旧状況	・上下水道施設の被害状況 ・断水状況、復旧状況の見通し ・主要道路や橋梁等の被害状況、復旧の見通し	・収集運搬ルートを検討
浸水状況（水害時）	・浸水の範囲 ・被害棟数 ・土砂災害等の発生状況	・災害廃棄物発生量の算定 ・収集運搬ルートを検討 ・仮置場の場所、面積の算定

(2) 関係機関等から収集する情報の項目

クリーンセンター班が関係機関等から収集する情報項目は、以下のとおりです。

〔関係機関等から収集する情報収集項目及び目的〕

区分	情報収集項目	目的
一般廃棄物収集運搬許可業者・委託業者の状況	・被害状況 ・稼働可能な車両の状況	・処理体制の構築
避難所ごみ、し尿の収集及び処理状況	・収集運搬状況 ・処理状況	・広域支援の検討
一般廃棄物処理施設の状況	・施設の被害及び稼働状況	・受け入れ態勢の確認 ・処理体制の構築
二次仮置場（広域仮置場）の状況	・仮置場の設置場所と規模 ・受入れ状況	・処理体制の構築
腐敗性廃棄物、有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物や有害廃棄物の種類、量、発生状況	・処理体制の検討 ・火災予防、環境保全

(3) 関係機関等との連絡体制

国や県の廃棄物担当部局、関係市町村、一部事務組合、事業者団体とは、電話や電子メール等、通信可能な方法により連絡します。

〔関係機関の連絡先一覧〕

関係機関	電話番号
中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132
岐阜県環境生活部廃棄物対策課一般廃棄物係	058-272-1111（代表）
	058-272-8219（直通）
西濃総合庁舎西濃県事務所	0584-73-1111
岐阜国道事務所大垣維持出張所	0584-91-5028
木曽川上流河川事務所揖斐川第二出張所	0584-81-1034
長良川第二出張所	058-398-8220
牧田川出張所	0584-35-2078
岐阜県大垣土木事務所	0584-73-1111
（公財）全国都市清掃会議北陸東海地区協議会幹事長市 （名古屋市環境局総務課）	052-972-2363
岐阜県環境整備事業協同組合	058-274-0567
岐阜県清掃事業協同組合	058-276-8456
（一社）岐阜県産業環境保全協会	058-272-9293
（社福）岐阜県社会福祉協議会ボランティア・市民活動支援 センター（ボランティア関係）	058-273-1111（代表）
	058-274-2940（直通）
（社福）大垣市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会と いう。」）（ボランティア関係）	0584-78-8182

4 協力支援体制

(1) 自衛隊、警察、消防との連携

市は、自衛隊、警察、消防に対し、災害廃棄物に関する必要な情報を提供できるよう情報収集します。

〔自衛隊、警察、消防への情報提供項目及び情報の収集先〕

項目	収集先
被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報(仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路)	市
石綿含有廃棄物等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法	有害物質・危険物を規制する法律を所管する機関
思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法	市

(2) 県内市町村との連携

県は、県内市町村と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（平成10年3月30日締結。以下「県市町村間協定書」という。）」を締結しています。

県市町村間協定書において、災害廃棄物の処理のために必要な車両、施設の提供がされることがされており、市からの要請により、支援体制が構築されます。

(3) 民間事業者との連携

県は、県内の事業者団体と災害廃棄物処理に関連した以下の応援協定を締結しています。

市から応援要請があった場合、直ちに相互連絡を取ることができるよう、連絡窓口及び連絡方法の確認を定期的に行います。

県は、災害廃棄物を迅速に処理することができるよう、既に協定を締結した事業者団体以外にも協定を締結する必要がある団体を検討し、協定を締結するよう努めるものとします。

また、既に締結した協定に関しても内容の見直しについて検討し、迅速な災害廃棄物の処理体制を構築します。

〔民間事業者との協定〕

名称	締結先	内容
無償団体救援協定書	岐阜県環境整備事業協同組合	し尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬
無償団体救援協定書	岐阜県清掃事業協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	（一社）岐阜県産業環境保全協会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分
災害応援協力に関する協定	（一社）岐阜県建設業協会	被災者の救出、社会基盤の応急復旧
災害時の応援協力に関する協定	（一社）岐阜県解体工事業協会	建設解体重機等による被災者の救助支援活動
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業組合	石油燃料の供給
災害時における仮設トイレ等の調達に関する協定書	日野興業㈱	仮設トイレの供給

〔市内の災害時の一般廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定書締結事業者（特別管理一般廃棄物を除く。）〕

業者名	所在地	収集地域
大垣メンテナンス株式会社	大垣市林町1丁目46番地	大垣地域
三協株式会社	大垣市宝和町58番地2	大垣地域
関ヶ原衛生有限会社	不破郡関ヶ原町関ヶ原3467-1	上石津地域
中央清掃株式会社	瑞穂市別府1259番地1	墨俣地域
株式会社野々村商店	岐阜市則松2丁目157番地	大垣地域
株式会社名晃	安八町東結1092番地1	大垣・墨俣地域
山元産業株式会社	垂井町表佐2150番地1	上石津地域
養清興業株式会社	養老郡養老町石畑351-1	上石津地域

5 一般廃棄物処理施設の防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等の把握及び助言

県は、市または一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行います。

特に、新たに一般廃棄物処理施設の整備を行う場合は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（（公社）全国都市清掃会議）の3.4.3 ごみ処理施設の耐震・防災構造」に準じた設計をするよう、既存の一般廃棄物処理施設において当該設計がなされていない施設については、耐震診断を実施する等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等の防災対策を図るよう助言を行います。

県は、一般廃棄物処理施設を管理する市及び一部事務組合に対し、災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の検討状況を把握し、必要な助言を行います。

(2) 一般廃棄物処理施設の点検・補修体制に関する整備状況の把握及び助言

県は、一般廃棄物処理施設を管理する市及び一部事務組合が被災した場合に対処するため、一般廃棄物処理施設を修復するための点検手引の作成、施設を整備したメーカー等との点検、修復のための協力体制の整備状況について把握し、必要な助言を行います。

県は、市及び一部事務組合が一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材及び燃料等の備蓄を把握します。

(3) 仮設トイレのし尿処理

避難者や水洗トイレを使用できなくなった者が仮設トイレを使用することにより、市のし尿処理必要量の増加が想定されます。

仮設トイレのし尿の収集運搬については、県は、岐阜県環境整備事業協同組合との無償団体救援協定書により、市の要請に基づいて支援協力を要請します。

し尿の処理については、県は、県市町村間協定書に基づき、災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理について調整します。

6 災害廃棄物処理の推計

被害想定調査結果で示された11の地震による被害想定により災害廃棄物の発生量を推計し、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握して、災害時における応急体制を確保します。

(1) がれき類発生量の推計

① がれき類発生量（総量）の推計

がれき類発生量の推計は、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成25年3月）」におけるがれき類発生量の推定式を用いました。

市計画では、解体建築物の棟数（解体棟数）は、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数を考慮しました。

〔がれき類発生量の算定式〕

$$Q1 = s \times N1 \times q1$$

1) **Q1**：がれき類発生量（t）

2) **s**：1棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）（㎡/棟）

（出典：岐阜県「家屋の概要（平成25年度）」）

3) **N1**：解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊・焼失棟数、半壊棟数）（棟）

（出典：岐阜県「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」）

4) **q1**：単位延床面積当たりのがれき類発生量（原単位）（t/㎡）

・木造可燃物＝0.194 t/㎡

・木造不燃物＝0.502 t/㎡

・非木造可燃物＝0.100 t/㎡

・非木造不燃物＝0.810 t/㎡

なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の20%を採用しました。

（出典：兵庫県「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について（平成9年3月）」）

がれき類の処理を行う場合は、廃棄物の種類によって処理の方法が異なることから、組成別の廃棄物量を把握する必要があります。

このため、廃棄物組成は、これまでの事例等から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・焼失時の割合から、以下のとおり按分しました。

〔廃棄物組成（発災時）〕

（単位：％）

構造		木くず	コンクリート がら	金属くず	その他（残材）
木造	可燃物	100	—	—	—
	不燃物	—	43.9	3.1	53.0
非木造	可燃物	100	—	—	—
	不燃物	—	94.9	4.9	0.2

※ 破碎選別の過程で分別する可燃物は、上記のうち木くずに分類されます。

また、廃プラスチック等の比較的発生量の少ない可燃物についても、木くずに分類されます。

出典：高月紘・酒井伸一・水谷聡「災害と廃棄物性状－災害廃棄物の発生原単位と一般廃棄物組成の変化－」（廃棄物学会誌、Vol. 6、No.5、1995年）及び住宅産業解体処理業連絡協議会、東京都、千葉県

がれき類発生量（総量）及びがれき類発生量（組成別）は、それぞれ以下のとおりです。

〔がれき類発生量（総量）〕

（単位：千t）

想定災害	がれき類発生量（総量）
① 南海トラフ地震	844
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	2,804
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	62
④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）	98
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	101
⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	0
⑦ 跡津川断層帯地震	127
⑧ 揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯	773
⑨ 長良川上流断層帯（北端から南へ）	190
⑩ 長良川上流断層帯（南端から北へ）	41
⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯（南端から北東へ）	59

〔がれき類発生量（組成別）〕

（単位：千t、％）

想定災害	がれき類	がれき類内訳			
		木くず	コンクリートがら	金属くず	その他（残材）
① 南海トラフ地震	844	145	548	30	121
	100.0	17.2	64.9	3.6	14.3
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	2,804	484	1,821	99	400
	100.0	17.3	64.9	3.5	14.3
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	62	10	40	3	9
	100.0	16.1	64.5	4.9	14.5
④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）	98	17	63	4	14
	100.0	17.3	64.3	4.0	14.3
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	101	17	66	4	14
	100.0	16.8	65.3	4.0	13.9
⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
⑦ 跡津川断層帯地震	127	22	83	4	18
	100.0	17.3	65.4	3.1	14.2
⑧ 揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	773	133	502	27	111
	100.0	17.2	64.9	3.5	14.4
⑨ 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	190	33	123	7	27
	100.0	17.4	64.7	3.7	14.2
⑩ 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	41	7	27	1	6
	100.0	17.1	65.9	2.4	14.6
⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	59	10	39	2	8
	100.0	16.9	66.1	3.4	13.6

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

推計の結果、市では、養老－桑名－四日市断層帯地震によるがれき類発生量が2,804千tで最も多くなり、次いで南海トラフ地震の844千t、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）の773千tの順となります。

② 種類別の選別率及びリサイクル率

災害廃棄物は、被災程度や処理状況により選別率が異なります。

市計画では、災害廃棄物の種類別選別率、リサイクル率を東日本大震災から得られた割合をもとに、以下のとおり設定しました。

〔種類別の選別率及びリサイクル率（破碎選別後）〕

(単位：％)

区分		選別後						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	
		リサイクル	再生資材化	焼却処理	リサイクル	セメント資源化または埋立処分	再生資材化	
選別前	木くず	15	0	55	0	30	0	100
	コンクリートがら	0	80	0	0	20	0	100
	金属くず	0	0	0	95	5	0	100
	その他(残材)	0	0	0	0	85	15	100

③ 種類別のがれき類発生量の推計

仮置場に集積されたがれき類は、各搬出先の仕様に合わせて前処理を行う必要があります。

このため、破碎選別といった中間処理を行います。

木くず、コンクリートがら、金属くず、その他（残材）に分別されたがれき類は、破碎選別により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別し、最終的にリサイクルを行う木質チップ、再生資材、金属くず等と、廃棄物として処理を行う可燃物、不燃物に選別します。

種類別のがれき類発生量は、以下のとおりです。

〔種類別のがれき類処理量〕

(単位：千t、%)

想定災害	種類別がれき類の内訳						合計
	柱材・ 角材	コンク リート	可燃物	金属 くず	不燃物	土材系	
① 南海トラフ地震	22	438	80	29	257	18	844
	2.6	51.9	9.5	3.4	30.5	2.1	100.0
② 養老－桑名－四日 市断層帯地震	73	1,457	266	94	854	60	2,804
	2.6	52.0	9.5	3.3	30.5	2.1	100.0
③ 阿寺断層系地震(南 端から北西へ)	2	32	6	3	18	1	62
	3.2	51.6	9.7	4.9	29.0	1.6	100.0
④ 阿寺断層系地震(北 端から南東へ)	3	50	9	4	30	2	98
	3.1	51.0	9.2	4.1	30.6	2.0	100
⑤ 高山・大原断層帯地 震(北端から南西へ)	3	53	9	4	30	2	101
	3.0	52.5	8.9	3.9	29.7	2.0	100
⑥ 高山・大原断層帯地 震(南端から北東へ)	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 跡津川断層帯地震	3	66	12	4	39	3	127
	2.4	52.0	9.4	3.1	30.7	2.4	100.0
⑧ 揖斐川・武儀川(濃 尾)断層帯地震	20	402	73	26	235	17	773
	2.6	52.0	9.4	3.4	30.4	2.2	100.0
⑨ 長良川上流断層帯 地震(北端から南へ)	5	98	18	7	58	4	190
	2.6	51.6	9.5	3.7	30.5	2.1	100.0
⑩ 長良川上流断層帯 地震(南端から北へ)	1	22	4	1	12	1	41
	2.4	53.7	9.8	2.4	29.3	2.4	100.0
⑪ 屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震(南 端から北東へ)	2	31	6	2	17	1	59
	3.4	52.5	10.2	3.4	28.8	1.7	100.0

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 災害廃棄物のリサイクル可能量及び最終処分量の推計

柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別されたがれき類は、最終的には以下に示す方法で処理またはリサイクルされます。

〔がれき類の処理及びリサイクルの方法〕

区分	処理の方法	リサイクルの方法
柱材・角材	マテリアルリサイクルを優先し、製紙原料、バイオマス発電プラント燃料及びパーティクルボード用原料として全量再利用します。	リサイクル
コンクリート	破碎後、全量再生資材として活用します。	リサイクル
可燃物	焼却施設で焼却します。 焼却により発生する焼却灰は可燃物の量に対し20%生じるものとし、埋立処分します。	可燃物：焼却処理 焼却灰：埋立処分
金属くず	金属くずとして売却後、全量リサイクル材として活用します。	リサイクル
不燃物	最終処分場で埋立を行います。	埋立処分
土材系	全量再生資材として活用します。	リサイクル

柱材・角材、コンクリート、金属くず、土材系は、リサイクルされ、不燃物及び可燃物の焼却灰は、最終処分場で埋立処分されます。

種類別のがれき類発生量より、想定災害ごとのリサイクル可能量及び最終処分量は、以下のとおりです。

〔リサイクル可能量、最終処分量〕

(単位：千t)

想定災害	全体			中間処理 量 (焼却)	最終処分 量 (埋立)
	がれき類 発生量	リサイク ル量	リサイク ル率		
① 南海トラフ地震	844	507	60.1	80	273
② 養老－桑名－四日市 断層帯地震	2,804	1,684	60.1	266	907
③ 阿寺断層系地震（南 端から北西へ）	62	38	61.3	6	19
④ 阿寺断層系地震（北 端から南東へ）	98	59	60.2	9	32
⑤ 高山・大原断層帯地 震（北端から南西へ）	101	62	61.4	9	32
⑥ 高山・大原断層帯地 震（南端から北東へ）	0	0	0	0	0
⑦ 跡津川断層帯地震	127	76	59.8	12	41
⑧ 揖斐川・武儀川（濃 尾）断層帯地震	773	465	60.2	73	250
⑨ 長良川上流断層帯地 震（北端から南へ）	190	114	60.0	18	62
⑩ 長良川上流断層帯地 震（南端から北へ）	41	25	61.0	4	13
⑪ 屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震（南 端から北東へ）	59	36	61.0	6	18

(2) し尿収集必要量の推計

し尿収集必要量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定しました。

なお、発災後は、ボランティアの活動状況（参加人数）について把握したうえで、避難者のほか、ボランティア人数分も、し尿発生量を加算し推計する必要があります。

〔し尿収集必要量の算定式〕

し尿収集必要量＝災害時のし尿収集必要人数×1人1日平均排出量

$$= (① \text{ 仮設トイレ必要人数} + ② \text{ 非水洗化区域し尿収集人口}) \times ③ \text{ 1人1日平均排出量}$$

① 仮設トイレ必要人数（人）＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

1) 避難者数（人）：避難所へ避難する住民数

（出典：岐阜県「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」）

2) 断水による仮設トイレ必要人数（人）

$$= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \text{ (※)}$$

3) 水洗化人口（人）：平常時に水洗化トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

（出典：環境省「日本の廃棄物処理（平成30年度版）」）

4) 総人口（人）：水洗化人口＋非水洗化人口

5) 上水道支障率：地震による上水道の被害率

（出典：岐阜県「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務（平成16年3月）」で示された上水道被害率を使用しました。なお、想定地震のうち、複合型東海地震は南海トラフ地震に、関ヶ原－養老断層系地震は、養老－桑名－四日市断層帯地震に読み替えて使用しました。）

※ 「1/2」は、断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち1/2の住民と仮定しました。

② 非水洗化区域し尿収集人口（人）＝汲取り人口－避難者数×（汲取り人口/総人口）

1) 汲取り人口（人）：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量＝2.26ℓ/人・日

（出典：環境省「日本の廃棄物処理（平成30年度版）」）

バキューム車及びし尿処理施設の能力、し尿収集必要量及び必要人数は、以下のとおりです。

〔バキューム車及びし尿処理施設の能力〕

(単位：台、kℓ、kℓ/日)

バキューム車		し尿処理施設
台数	タンク許容量	処理能力
36	124	340

〔し尿収集必要量及び必要人数〕

(単位：kℓ/日、人)

想定災害	し尿収集必要量	し尿収集必要人数
① 南海トラフ地震	47.1	20,836
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	169.4	74,956
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	8.2	3,634
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	10.6	4,673
⑦ 跡津川断層帯地震	11.5	5,076

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

注) ④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）、⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）、⑧ 揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）、⑨ 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）、⑩ 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）及び⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）については、上水道支障率（地震による上水道の被害率）の想定が公表されていないため、推計を行っていない。

(3) 避難所ごみ量の推計

避難所の1人当たりごみ排出量は、平常時以下であると考えられることから、避難所ごみにより、市のごみ処理必要量は増加しないと推測します。

避難所ごみの収集運搬について支障が生じる場合には、県は、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との無償団体救援協定書により、市の要請に基づいて、両組合に支援協力を要請します。

避難所ごみ発生量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定しました。

〔避難所ごみ発生量の算定式〕

避難所ごみの発生量＝避難者数×発生原単位
1) 避難者数：避難所における避難者数（人） 2) 発生原単位：収集実績に基づき市町村ごとに設定 【参考】大垣市 590 g / 人・日 (出典：環境省「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査結果」生活系ごみ（生活系ごみ収集量＋集団回収量）1人1日当たりの排出量)

避難所ごみ発生量は、以下のとおりです。

〔避難所ごみ発生量〕

(単位：t/日、人)

想定災害	避難所ごみ発生量	避難者数
① 南海トラフ地震	11.1	18,805
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	31.1	52,709
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	0.8	1,344
④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）	1.2	2,050
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	1.3	2,120
⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	1	2
⑦ 跡津川断層帯地震	1.6	2,742
⑧ 揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	11.0	17,925
⑨ 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	2.6	4,421
⑩ 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	0.3	864
⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	0.4	1,232

(4) がれき類の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計

国が災害廃棄物対策指針の技術資料において「運搬車両の必要台数の算定方法」を策定中であるため、策定後に、あらためて算定方法を検討します。

(5) 廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計

現状の稼働状況により、余力を算定し、処理可能量を推計しました。

焼却施設の処理可能量は、3年のうち処理できる期間について、仮置場等での破碎・分別処理の期間及び過去の震災の経験から焼却施設の復旧期間を考慮して3か月見込み2.75年とするとともに、施設の点検期間を考慮し、2.75年における年当たりの施設の稼働日数を292日として推計しました。

○ 3年間のうち処理できる日数： $(3-0.25) \text{ 年} \times 365 \text{ 日/年} \times 0.8 = 803 \text{ 日}$

最終処分の処理可能量は、残余容量から年間埋立実績の10年分を差し引くことにより推計しました。

一般廃棄物処理施設の処理可能量及び一般廃棄物最終処分場の処理可能量は、以下のとおりです。

〔一般廃棄物焼却施設の処理可能量〕

(単位：t/日、t/年、t/3年間)

市町村等	施設名	処理能力	年間処理能力 ※1	年間処理実績 ※2	余力 ※3	災害廃棄物処理可能量 ※4	想定震度 ※5										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
大垣市	クリーンセンター	240	70,080	46,348	23,732	65,263	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
西濃環境整備組合	西濃環境保全センター	180	52,560	32,496	20,064	55,176	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱
		90	26,280	20,129	6,151	16,915	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱

※1 年間稼働日数を292日として算出。

※2 平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※3 年間処理能力－年間処理実績として算出。

※4 処理期間を2.75年として算定。

※5 ①：南海トラフ地震、②：養老－桑名－四日市断層帯地震、③：阿寺断層系地震（南端から北西へ）、④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）、⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）、⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）、⑦：跡津川断層帯地震、⑧：揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）、⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ）、⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）、⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

〔一般廃棄物最終処分場の処理可能量〕

(単位：m³/年、m³、t)

市町村等	施設名	埋立 実績 ※1	残余 容量 ※1	10年後 残余容量 ※2	10年後 残余量 ※3	想定震度 ※5										
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
大垣市	大垣市草道島町一般廃棄物最終処分場	122	297	0	0	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
	大垣市荒川町一般廃棄物最終処分場	159	8,103	6,513	9,770	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
	大垣市上石津町上多良一般廃棄物最終処分場	1,528	47,671	32,391	48,587	5強	6強	4	5強	4	5弱	5弱	6弱	5強	5強	5強
	大垣市墨俣町一般廃棄物最終処分場	0	7,985	7,985	11,978	6弱	6強	5弱	5強	5強	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場	575	12,375	6,625	9,938	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
西濃環境整備組合	西濃環境整備組合一般廃棄物最終処分場	1,502	14,394	0	0	6弱	6強	5強	5強	5強	4	5強	6弱	5強	5強	5強

※1 平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※2 残余容量－埋立実績×10年

※3 10年後残余容量×1.5 t / m³

※4 ①：南海トラフ地震、②：養老－桑名－四日市断層帯地震、③：阿寺断層系地震（南端から北西へ）、④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）、⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）、⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）、⑦：跡津川断層帯地震、⑧：揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）、⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ）、⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）、⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

(6) 仮設焼却施設等の設置必要基数の推計

がれき類発生量が、市で3年以内に処理できる見込みの場合は、市の要請に基づいて、県や県内市町村、一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討します。

想定した地震災害時に台風などの影響による風水害が発生するなど、複合災害が発生し、推計した災害廃棄物発生量よりもさらに大量の災害廃棄物が生じる可能性があります。

これら複合災害時など、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても、3年以内に処理ができないがれき類が発生した場合には、仮設焼却施設等の設置を検討します。

(7) 災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計及び確保

市は、迅速な災害復旧及びがれき類の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、必要となる仮置場の必要面積を算定するとともに、候補地を選定します。

県は、市町村ごとに必要となる仮置場の必要面積を算定するとともに、各市町村の候補地選定状況を把握します。

県は、仮置場が不足する事態を想定して、国有地及び県有地の中から仮置場設置検討対象用地のリストを作成します。

県は、市から国有地または県有地の利用希望があった場合には、発災時に仮置場として使用することができるよう、国や県関係機関との調整を行います。

積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては、候補地の選定に配慮することとし、仮置場の必要面積に対し十分な面積の仮置場を確保します。

〔仮置場の用途〕

用途	説明
一時的な仮置場	・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き ・住民が自ら持込む仮置き
破碎・選別等の作業用地	・仮設破碎機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地
保管用地	・中間処理施設的能力以上に搬入される災害廃棄物の保管 ・最終処分場の処理または輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管 ・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（再資源化物のみの仮保管は除く。） ・コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管 ・焼却灰や有害廃棄物・危険物等の一時的な保管

仮置場の必要面積は、以下に示す算定式を用いて、想定災害ごとに推計しました。

〔仮置場の必要面積の算定式〕

仮置場必要面積（最大で必要となる面積）

$$= \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

① 集積量：災害廃棄物の発生量（t）

② 見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）

④ 積み上げ高さ：5m

⑤ 作業スペース割合：1

〔仮置場の必要面積及び充足率〕

(単位：ha、%)

想定災害	必要面積	充足率
① 南海トラフ地震	39.92	15.2
② 養老－桑名－四日市断層帯地震	132.76	4.6
③ 阿寺断層系地震（南端から北西へ）	2.88	100
④ 阿寺断層系地震（北端から南東へ）	4.88	100
⑤ 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	4.76	100
⑥ 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	0	100
⑦ 跡津川断層帯地震	8	76
⑧ 揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	36.6	16.6
⑨ 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	9.0	67.6
⑩ 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	2.0	100
⑪ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	2.8	100

※1 ：充足率30%未満

※2 令和2年度市町村アンケート調査結果から

※3 令和2年度市町村アンケート調査結果から。面積が不明の場合は、1箇所当たり0.5haとして算出しました。

※4 がれき類発生量の容積のうち、早期に処理が必要な可燃物の占める割合は約30%です。

「処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした計算方法」を用いて算出する仮置場の必要面積は、「最大で必要となる面積の算定方法」を用いて算出する仮置場の必要面積の約60%です。

(8) 水害によるがれき類発生量の推計等

市は、地盤の低い平野が広がっているため、豪雨時における水害の危険性が非常に高く、長年にわたり水害に苦しんでいる地域です。

そこで、県で作成した浸水想定区域図に基づき、水害によるがれき類の発生量の推計を行いました。

想定する水害は洪水とし、対象河川は、岐阜県の管理河川及び国土交通省の管理河川としました。

県は、市が管理する河川による洪水及び内水被害による被害想定について、市において以下の推計方法に準じて水害廃棄物の発生量を推計するよう助言します。

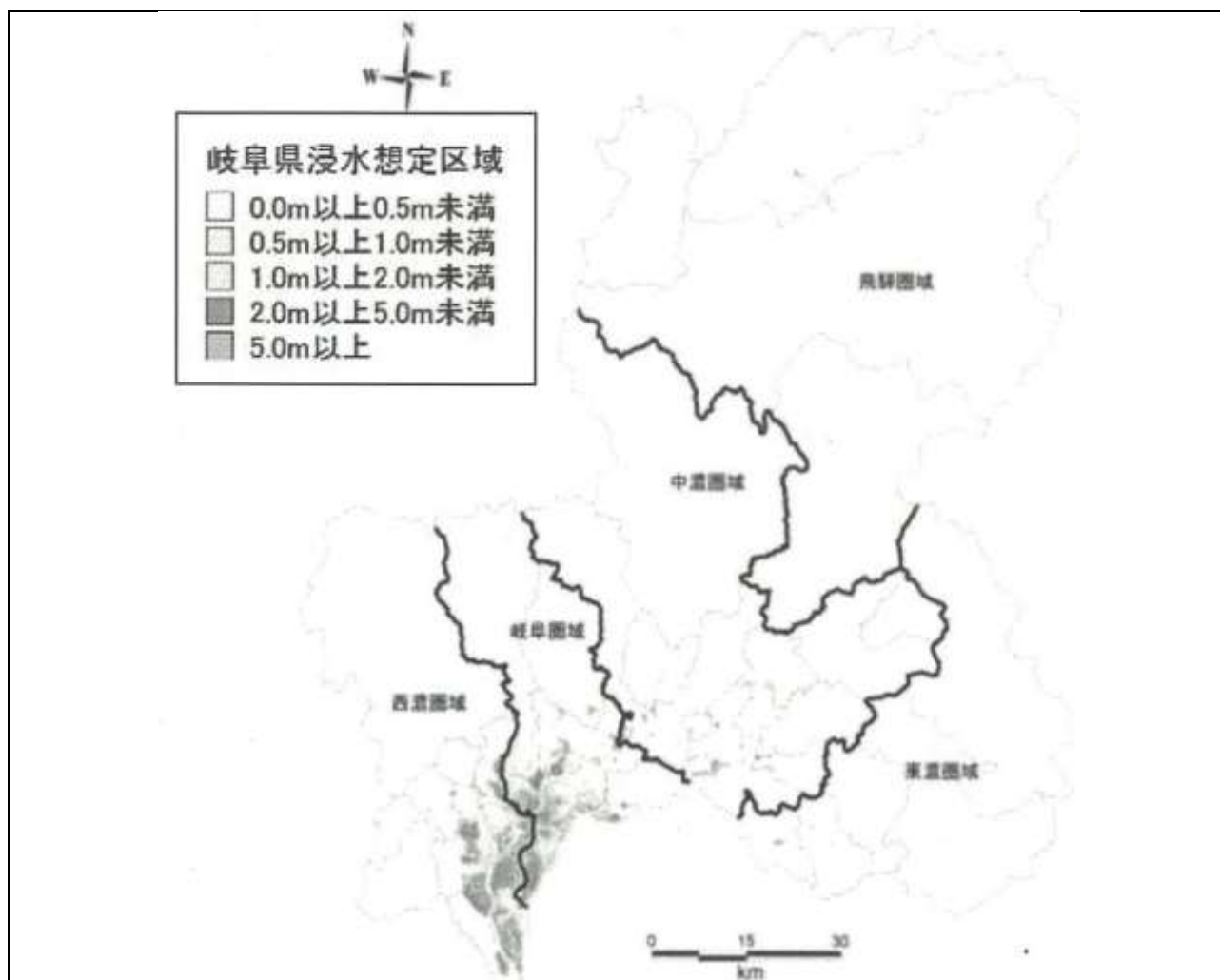
水害により発生する災害廃棄物は、浸水に伴う家財等が排出され混合廃棄物が多くなり分別作業がより必要となること及び焼却処理する場合に発熱量を確保するため助燃材の投入が必要となることに配慮が必要です。

豪雨等により宅地内に土砂及び流木等の廃棄物が堆積する場合があります、これらの土砂混じりの廃棄物等を適切に処理するには、災害廃棄物の仮置場とは別に、これらの土砂混じりの廃棄物等を分別する場所を設ける必要があります。

また、住宅等所有者がこれらの土砂混じりの廃棄物等を住宅等から搬出するにあたり、規模の大きさや作業の危険度により重機等を使用する必要がある等の理由で個人での対応が困難な場合には、市が搬出を実施（直接排除）することとなります。

直接排除のために市が確保した重機等では十分でない場合は、県が締結している災害時の応援協定に基づき、県が重機等と作業者を確保し、市を支援することも想定する必要があります。

〔岐阜県浸水想定区域図〕



① 推計方法

水害によるがれき類発生量の推計は、環境省の「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）」の添付資料に従い推計しました。

〔水害廃棄物発生量の計算式〕

$$Q = N \times h \times q$$

- 1) **Q**：水害によるがれき類発生量
- 2) **N**：被害区分別の建物棟数〔床上浸水、床下浸水〕（棟）
- 3) **h**：1棟当たりの世帯数（世帯/棟）
- 4) **q**：1世帯当たりのがれき類発生量〔原単位〕（t/世帯）

床上浸水（浸水深0.5m以上）	3.79（t/世帯）
床下浸水（浸水深0～0.5m未満）	0.08（t/世帯）

② 推計結果

水害によるがれき類発生量は、以下のとおりです。

水害により生じる災害廃棄物については、被害想定調査結果で示された11の地震により生ずる災害廃棄物と比較すると少ないものの、市において3年以内に処理することができない災害廃棄物が発生した場合は、県内の広域応援体制を構築します。

〔水害によるがれき類発生量〕

(単位：千t)

区分	発生量
床上浸水によるがれき類	133
床下浸水によるがれき類	1
合計	134

7 災害廃棄物処理の広域処理等

市において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、市の要請に基づいて、県市町村間協定書による広域応援体制を構築します。

広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにします。

市の行政機能が喪失した場合には、県は、市からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行います。

発災時は、実際の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等に応じて、市が災害廃棄物処理実行計画を定め、処理にあたります。

(1) がれき類の処理可能量及び広域処理等必要量

市のがれき類発生量、処理可能量及び広域処理等必要量は、以下のとおりです。

なお、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分するものとし、処理可能量を超えた分を広域処理等必要量としました。

広域処理等必要量については、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理をまず行い、県内の広域処理によっても3年以内に処理ができない可燃物及び不燃物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市による仮設焼却施設での処理を検討します。

また、県域を越えた連携が必要となった場合は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の中部ブロック広域連携計画に基づき対応します。

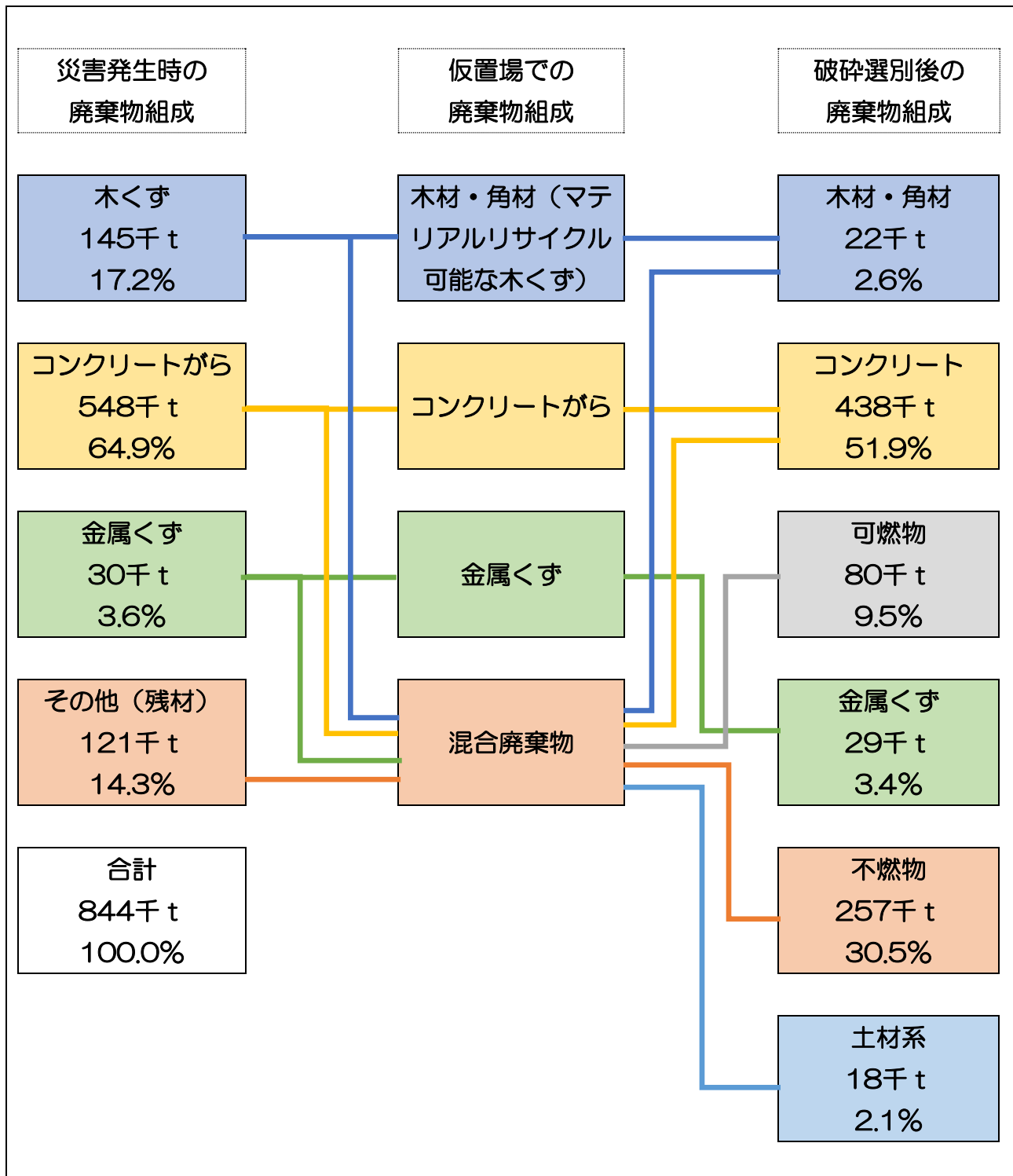
〔がれき類の処理可能量及び広域処理等必要量〕

想定災害	がれき 類発生 量	要処理量		処理可能量		広域処理等 必要量	
		可燃物	不燃物 ・焼却 灰	焼却処 理	最終処 分	焼却処 理	最終処 分
① 南海トラフ地震	844	80	273	137	80	0	193
② 養老－桑名－四日 市断層帯地震	2,804	266	907	137	80	127	827
③ 阿寺断層系地震(南 端から北西へ)	62	6	19	137	80	0	0
④ 阿寺断層系地震(北 端から南東へ)	98	9	32	137	80	0	0
⑤ 高山・大原断層帯地 震(北端から南西へ)	101	9	32	137	80	0	0
⑥ 高山・大原断層帯地 震(南端から北東へ)	0	0	0	137	80	0	0
⑦ 跡津川断層帯地震	127	12	41	137	80	0	0
⑧ 揖斐川・武儀川(濃 尾)断層帯地震	773	73	250	137	80	0	170
⑨ 長良川上流断層帯 地震(北端から南へ)	190	18	62	137	80	0	0
⑩ 長良川上流断層帯 地震(南端から北へ)	41	4	13	137	80	0	0
⑪ 屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震(南 端から北東へ)	59	6	18	137	80	0	0

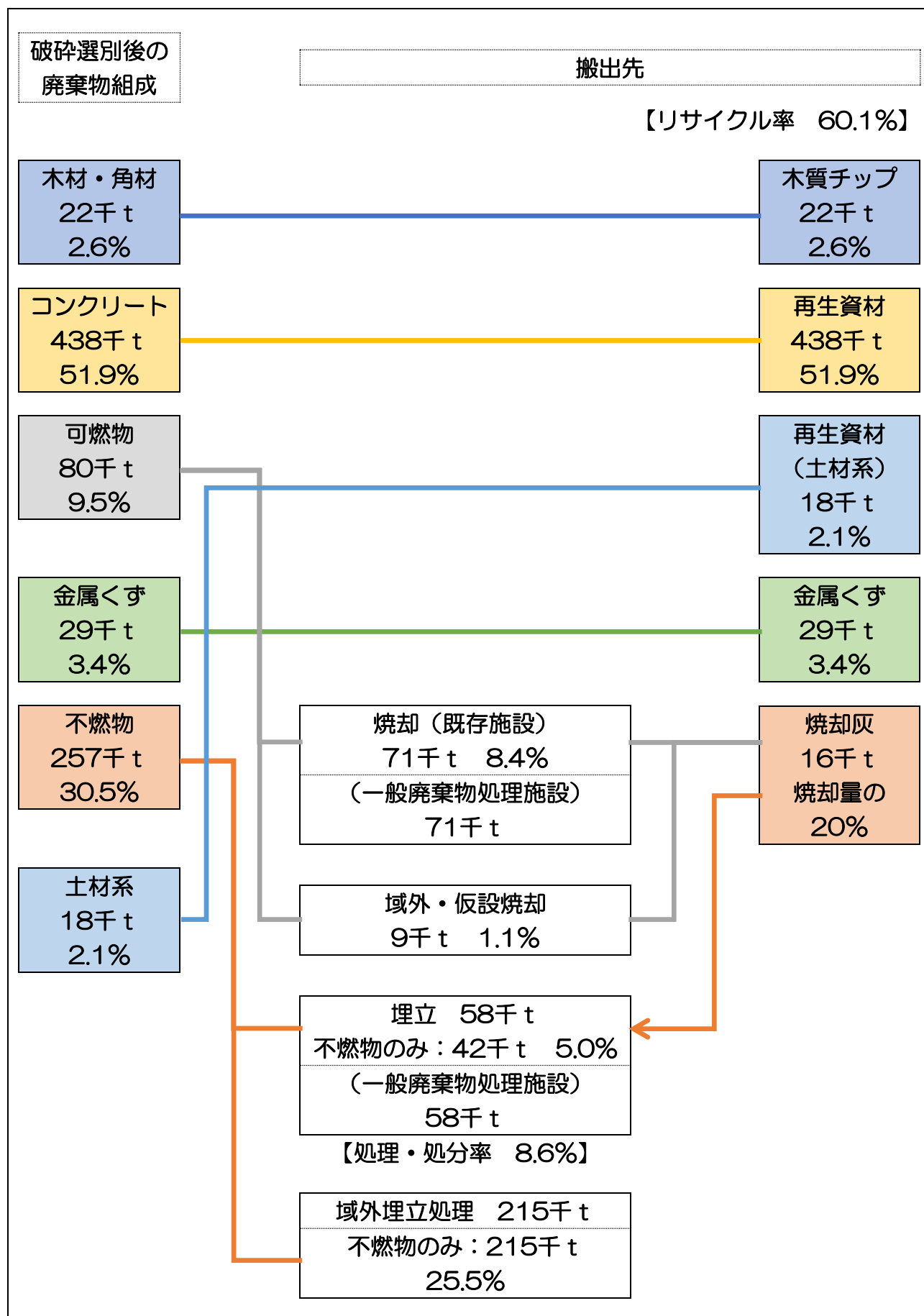
(2) 災害廃棄物処理の広域処理等フロー

災害廃棄物処理の広域処理等が必要となる、南海トラフ地震、養老－桑名－四日市断層帯地震及び揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震における災害廃棄物処理フローは、以下のとおりです。

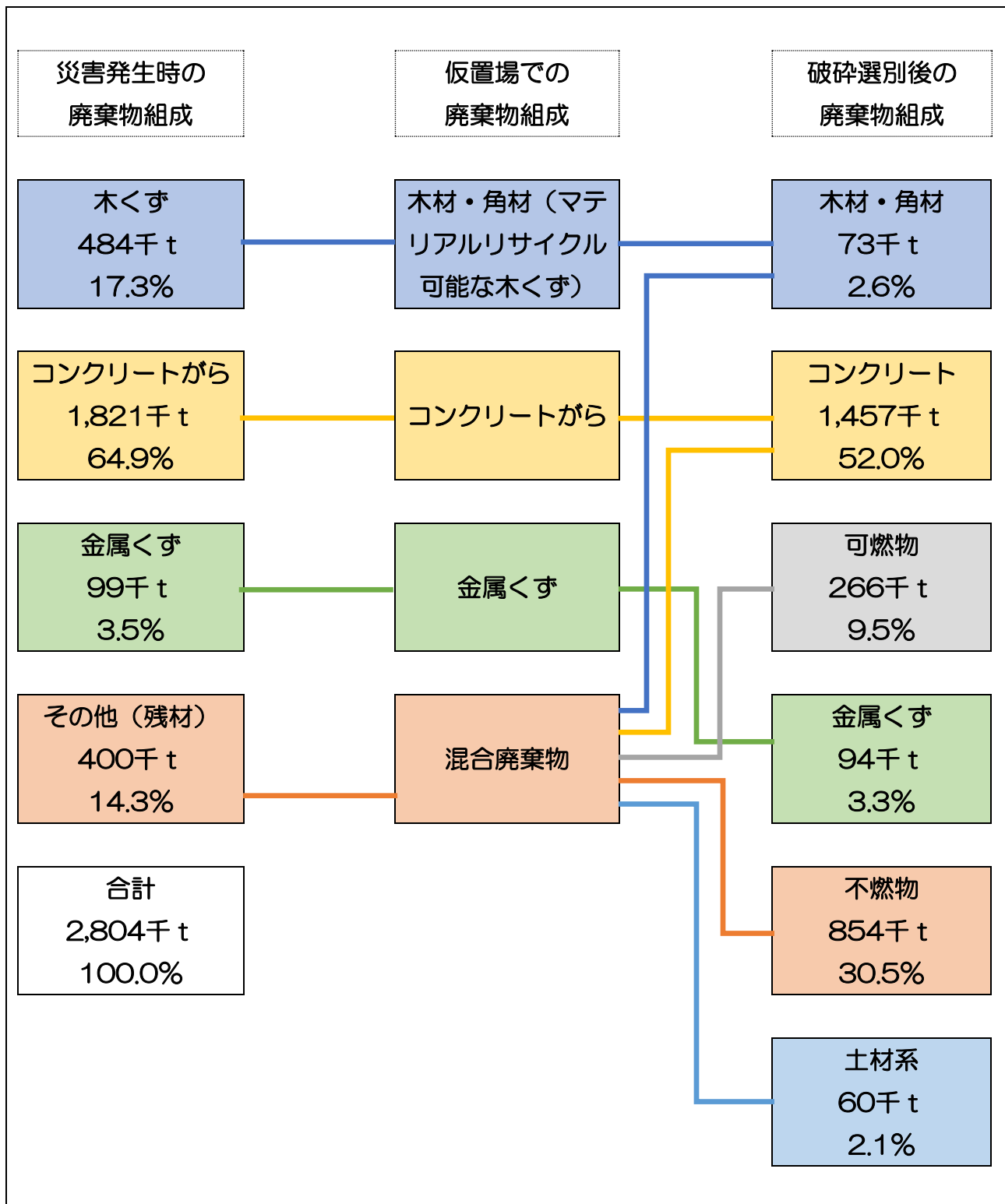
〔南海トラフ地震に起因する災害廃棄処理フロー（組成）〕



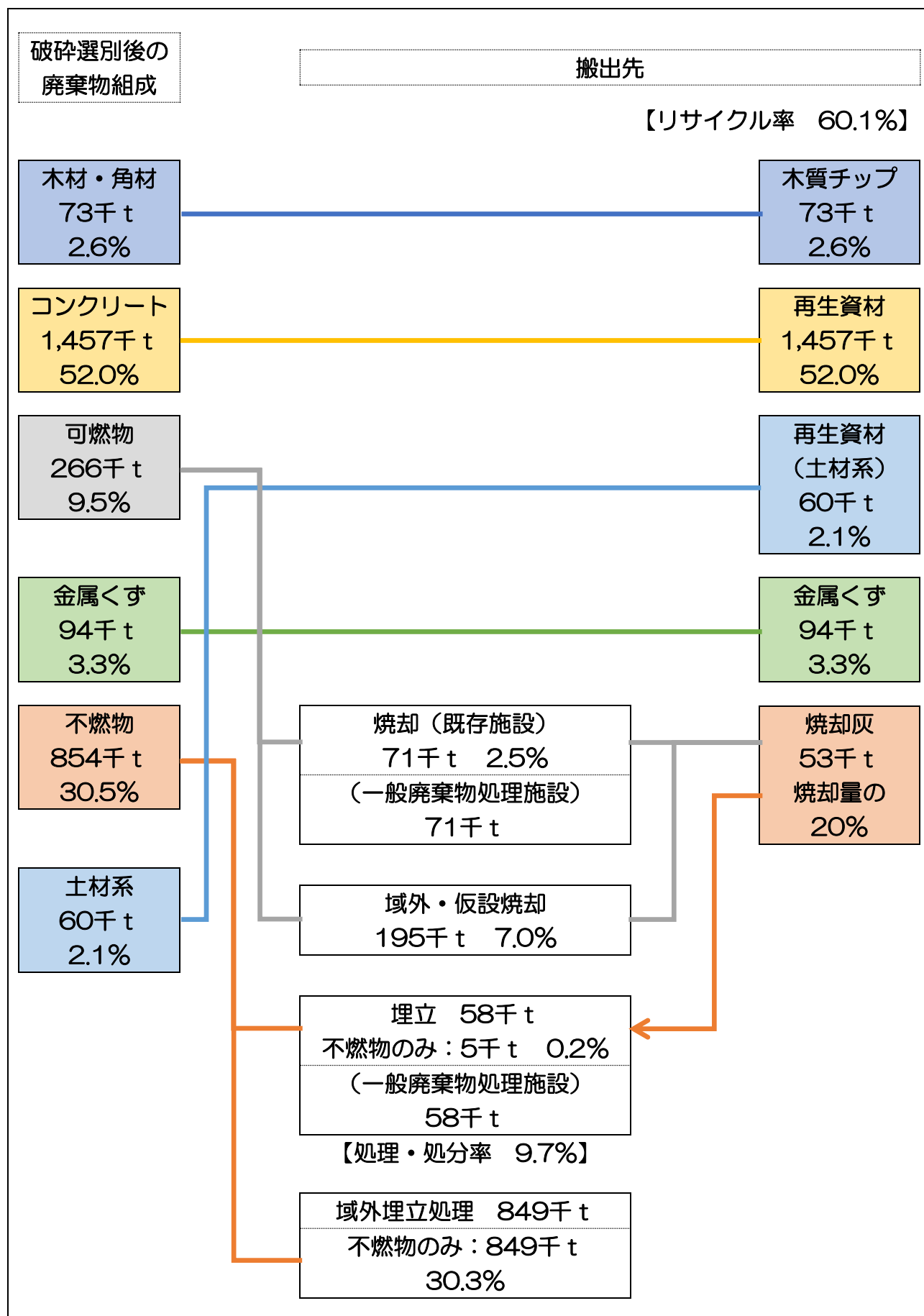
〔南海トラフ地震に起因する災害廃棄処理フロー（搬出先）〕



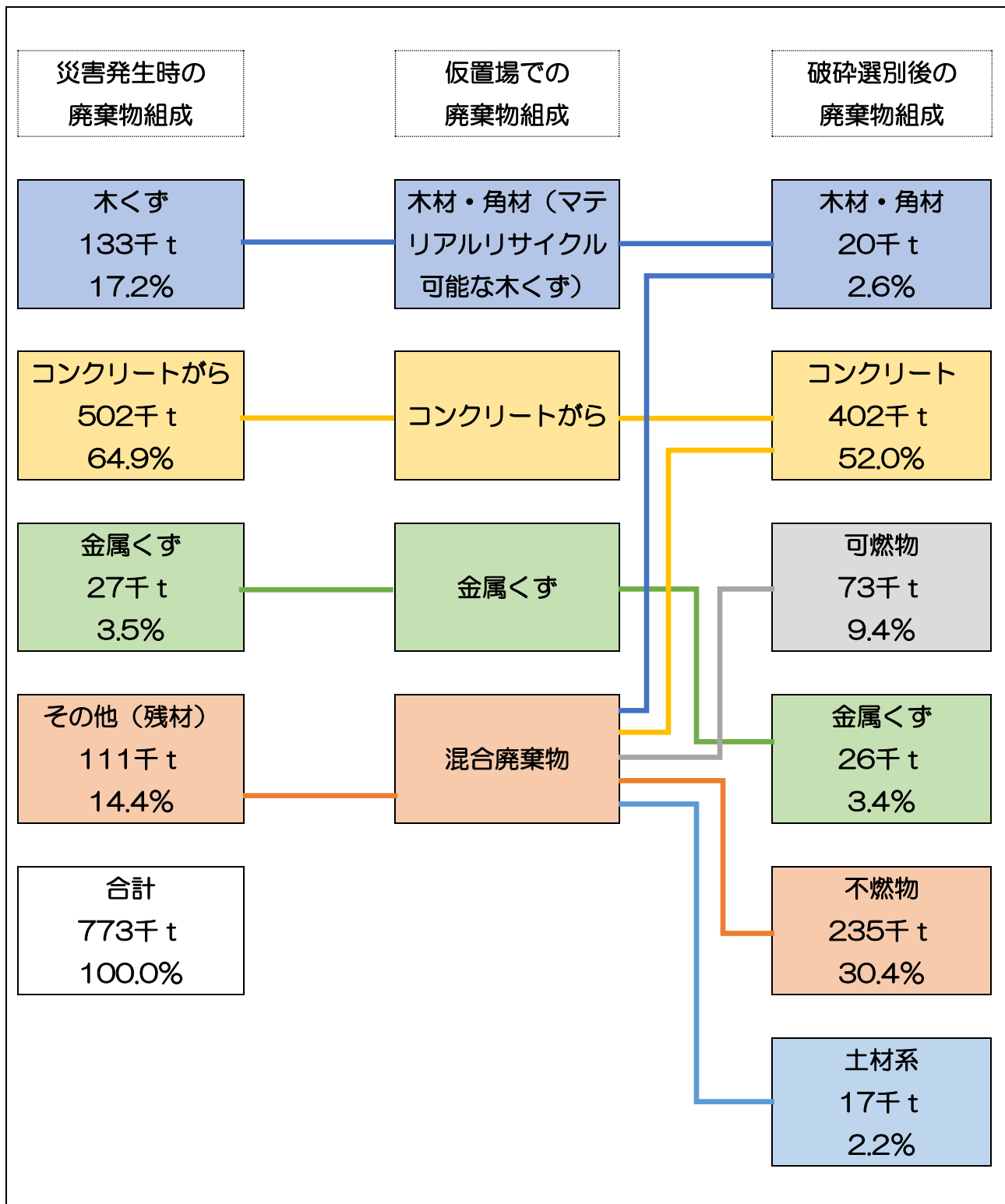
〔養老－桑名－四日市断層帯地震に起因する災害廃棄処理フロー（組成）〕



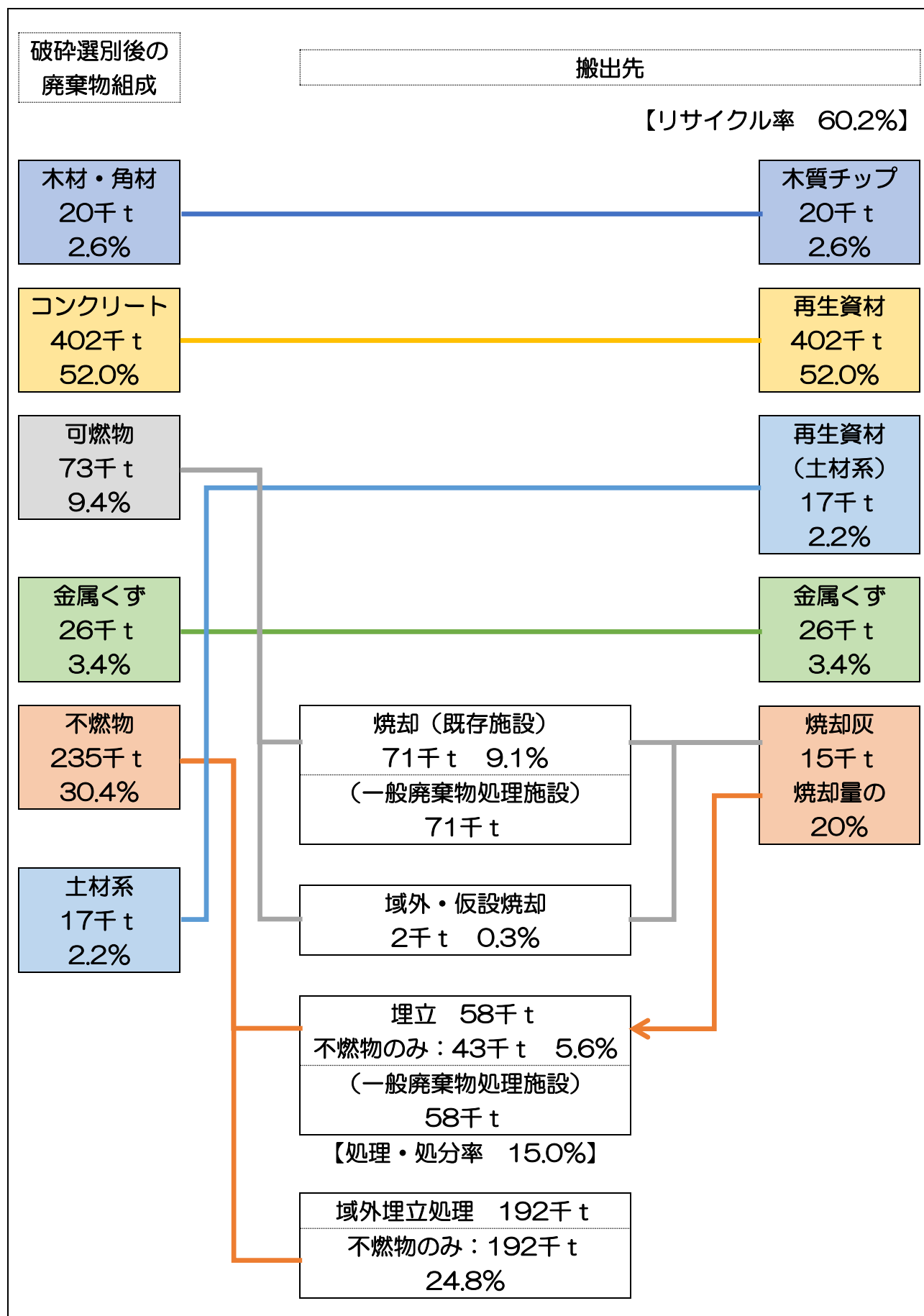
〔養老－桑名－四日市断層帯地震に起因する災害廃棄処理フロー（搬出先）〕



〔揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震に起因する災害廃棄処理フロー（組成）〕



〔揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震に起因する災害廃棄処理フロー（搬出先）〕



8 災害廃棄物処理の課題

県計画では、災害廃棄物の推計から被害想定調査結果で示された11の地震において、3年以内に災害廃棄物を処理することができない市町村が広範囲に存在するとともに、圏域内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理することができない圏域が存在します。

3年以内に災害廃棄物を処理することができない圏域については、他圏域の一般廃棄物処理施設における広域処理により災害廃棄物の処理を行う必要があります。

西濃圏域では、南海トラフ地震や養老―桑名―四日市断層帯地震、揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）において、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年以内に災害廃棄物を処理することができません。

このため、県内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理ができない災害廃棄物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、及び仮設処理施設での処理により災害廃棄物の処理を行う必要があります。

9 今後の取り組み

大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を円滑に行うために、市は、県が実施する以下の取り組みに協力します。

- ① 県内の広域処理体制を強化するため、県、市町村担当者を対象とした演習、研修を行い、体制の強化に努めます。
- ② 市町村に対し、災害廃棄物の処理体制をさらに確保するよう以下の要請を行います。
 - 1) 災害廃棄物の迅速な処理を行うための必要な仮置場及び最終処分場の確保
 - 2) 既存の一般廃棄物処理施設の耐震化、補修資材・燃料の確保
- ③ 災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図ります。

第2節 発災後対応（応急対策期）

市防災計画に基づき、市災害対策本部が設置された場合には、市計画の「第2章、第1節、1 組織体制・指揮命令系統」を確立する等の事前に検討した震災対応業務を可能な限り早期に実施します。

1 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物の処理主体は、災害廃棄物が発生した市であることから、市は、災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえて、災害廃棄物処理指針及び市計画を基本として、災害廃棄物の処理指針を含む市実行計画を策定します。

県は、市実行計画の策定において、市が災害廃棄物を発災後3年以内に処理できないことが明らかとなった場合または一般廃棄物処理施設が災害により使用不能になり、復旧に相当な時間を要する場合等には、市の要請に基づいて、県市町村間協定書による災害廃棄物処理の広域応援体制を構築します。

国が災害廃棄物処理指針を策定した場合、県は、県実行計画を策定し、市は、これらを踏まえた市実行計画を策定します。

災害により市の行政機能が喪失して、市自らが災害廃棄物の処理をすることができない場合、県は、市からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行います。

2 組織体制・指揮命令系統

市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、クリーンセンター職員は、勤務時間外の場合は直ちに職場に参集し、勤務時間中はその場で市防災計画に基づくクリーンセンター班を組織します。

生活環境部長は、市防災計画に基づいて設置される生活環境部内の災害対策を総括し、指揮します。

クリーンセンター班のリーダーは、当面の対応において24時間の勤務体制及び他所属から補充人員の必要性を判断します。

必要と判断した場合は、生活環境部長から部内各課へ応援職員の動員を依頼します。

なお、24時間の勤務体制とする場合は、休憩室の確保と休憩すべき者に適宜休憩を指示します。

3 情報収集・連絡

(1) 発災直後

発災直後は、住民の中でも混乱が続き、デマを含めて様々な情報が錯綜するため、正確な情報収集と適切な広報活動が求められます。

この時期に行うことは、以下のとおりです。

- ① 市災害対策本部は、市クリーンセンターなどの処理施設をはじめ、近隣市町や西南濃粗大廃棄物処理組合や西濃環境整備組合などの関係機関との通信連絡が可能かを確認します。
- ② 市クリーンセンターは、国や県の廃棄物担当部局、収集運搬業者との通信連絡が可能かを確認します。
- ③ 通信連絡が困難な場合は、通信連絡体制を早期に確保します。
- ④ 廃棄物担当総括責任者は、参集できない職員がいる場合などには、前項の処理体制が確保できるよう人員の補充に努めます。
- ⑤ 道路の寸断や道路上のがれき類など、収集体制に支障となる情報を抽出します。
- ⑥ 被災者や住民に対し、収集方法や収集時期、集積場所などの廃棄物に関する広報を適切に行います。

(2) 発災後72時間以内

災害廃棄物の収集運搬等の体制を早期に整備するため、以下の情報を中心に収集します。

〔収集する情報収集項目及び目的〕

区分	情報収集項目	目的
建物の被害状況	・木造、非木造別の建物の全壊及び半壊被害棟数 ・建物の焼失棟数	・災害廃棄物の発生量及び処理量の推計 ・災害廃棄物の種類の把握 ・仮置場の場所、面積の算定
避難所と避難者数	・避難所名、所在地 ・各避難所の収容人数 ・仮設トイレの設置状況	・避難所ごみ発生量の算定 ・し尿処理必要量の算定 ・収集運搬体制の検討
上下水道、道路等の被害及び復旧状況	・上下水道施設の被害状況 ・断水状況、復旧状況の見通し ・主要道路や橋梁等の被害状況、復旧の見通し	・収集運搬ルート of 検討
一般廃棄物収集運搬許可業者・委託業者の状況	・被害状況 ・稼働可能な車両の状況	・処理体制の構築
避難所ごみ、し尿の収集及び処理状況	・収集運搬状況 ・処理状況	・広域支援の検討
一般廃棄物処理施設の状況	・施設の被害及び稼働状況	・受け入れ態勢の確認 ・処理体制の構築
二次仮置場（広域仮置場）の状況	・仮置場の設置場所と規模 ・受入れ状況	・処理体制の構築
腐敗性廃棄物、有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物や有害廃棄物の種類、量、発生状況	・処理体制の検討 ・火災予防、環境保全
浸水状況（水害時）	・浸水の範囲 ・被害棟数 ・土砂災害等の発生状況	・災害廃棄物発生量の算定 ・収集運搬ルート of 検討 ・仮置場の場所、面積の算定

4 協力・支援体制

クリーンセンター班は、災害廃棄物処理に関し、国や県、支援地方公共団体、事業者団体、災害廃棄物処理支援団体へ取りまとめた情報を提供するとともに、支援要請を行います。

クリーンセンター班は、被災家屋の片づけなどのボランティアについて、市に問い合わせがあった場合は、市防災計画に基づき、市災害対策本部の避難所支援チームや災害ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会等を紹介します。

クリーンセンター班は、ボランティアが災害廃棄物の撤去作業に携わる場合に注意すべき事項について、注意事項をまとめた文書を災害ボランティアセンターが配布できるよう用意します。

(1) 自衛隊、警察、消防との連携事項

クリーンセンター班は、市災害対策本部の受援チームを通じて災害廃棄物の撤去に関する必要な情報を情報提供します。

- ① 被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報(仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路)
- ② 廃PCB等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法
- ③ 思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法

(2) 国、県、応援地方公共団体との連携事項

市は、以下の事項について、情報を収集または提供し、国や県、応援地方公共団体との連携に努めます。

- ① 災害廃棄物の発生状況の情報提供
- ② 市の災害廃棄物処理の支援要請事項の情報提供
- ③ 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体の支援状況の情報提供
- ④ 県内の応援市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築

(3) 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項

① 情報提供

市は、以下の事項について、求めに応じて、情報を提供し、各団体との連携に努めます。

- 1) 災害廃棄物の発生状況
- 2) 市の災害廃棄物処理の支援要請事項
- 3) 市のごみ、し尿の収集運搬・処理の状況の情報提供
- 4) 避難所設置状況、仮設トイレの設置状況及び避難所ごみの発生状況

② 支援要請

- 1) 仮設トイレのし尿の収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合との無償団体救援協定書に基づく同組合への支援の要請を行います。

県は、仮設トイレのし尿は、設置直後から収集運搬すべき事態となることが想定されるため、市からの要請がない段階においても、岐阜県環境整備事業協同組合に支援を要請することを検討します。

- 2) 避難所ごみの収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に対し、無償団体救援協定書に基づく支援の要請を行います。
- 3) (一社)岐阜県産業環境保全協会との地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書に基づく同協会への災害廃棄物の撤去、処分等への支援の要請を行います。

5 避難所ごみ、し尿処理

発災後すぐに処理施設、収集運搬業者や運搬ルートの被害状況把握、安全確認を行うとともに、以下の点を考慮したうえで、委託業者や許可業者、直営による収集運搬体制や処理体制を速やかに確保し対応します。

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、市災害対策本部等を通じて把握し、住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定します。

また、主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、道路担当部局及び市災害対策本部と連携し、自衛隊や警察、消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進めます。

その際には、危険物や有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報をあわせて提供します。

道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入します。

通常の体制で処理を行うことが難しい場合は、協定に基づき、県を通じて県内市町村（広域災害の場合は県外市町村等）や関係団体へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保します。

その他、避難所や仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成します。

(1) 避難所ごみ・生活ごみ

災害発生直後は、家庭や避難所から排出される生活ごみの一時的な増加に加え、がれき類など災害廃棄物の収集を行うため、廃棄物収集車両の台数が不足することが見込まれます。

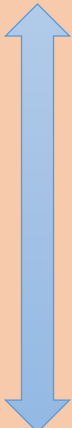
このため、収集する廃棄物に優先順位を決め効率的な処理を行います。

優先的に回収するものは、生ごみ等の腐敗性廃棄物や、使用済みの携帯トイレの便袋等、衛生面から長期保管に問題があるものとします。

避難所ごみは、発災後3～4日後（特に夏季は早期の収集が必要）には収集運搬を開始するとともに、仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬入します。

資源ごみや不燃ごみ等の直ちに衛生面に大きな影響を及ぼすおそれの低い廃棄物は、生活ごみの処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所等で可能な限り保管するよう広報します。

〔災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位〕

優先 順位	ごみの種類	特徴
 高	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は、関係機関との調整が必要です。
	使用済み簡易トイレ(し尿)	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能です。感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する必要があります。
	腐敗性廃棄物(生ごみ)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されます。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行います。
	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行います。
	不燃ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、資源ごみについては、保管が可能ならば、できるだけ家庭や避難所で保管します。
低		

〔避難所で発生する廃棄物の分別(例)〕

分別区分	具体例	管理方法等
感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ、嘔吐物等	専用容器に入れて分別保管し早急に処理
し尿	簡易トイレ、紙おむつ、お尻拭き等	密閉して分別保管し早急に処理
生ごみ	残飯、調理くず	ビニール袋などに入れて分別保管し早急に処理
その他燃えるごみ	マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	ビニール袋などに入れて分別保管し処理
プラスチック製容器包装	食料や支援物資の包装等	燃えるごみとして処理
ダンボール、新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	分別保管し資源として処理
びん、ペットボトル	飲料の容器	分別保管し資源として処理
乾電池	—	分別保管し資源として処理
缶	缶詰、乾パンの容器	分別保管し資源として処理

(2) し尿

避難所の既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレやマンホールトイレをあわせて、災害発生当初（初動期）には、避難者約80人当たり1基の確保を目指し、応急対策期には、50人当たり1基、避難が長期化する場合は、約20人に1基を目安に設置します。

避難所や市街地に設置した仮設トイレから発生するし尿及び被災し破損した汲取り及び浄化槽より発生するし尿・浄化槽汚泥については、委託業者（許可業者）にて早急に回収します。

仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集は、利用者数等の情報を入手したうえで、計画的に実施します。

仮設トイレの設置状況に応じ、発災後1か月程度は、浄化槽の収集（清掃）よりし尿の収集を優先します。

ただし、収集体制が整わない場合や施設が被災した場合は、県内市町村や関係団体などへ広域的な支援の調整を県に対して要請します。

また、仮設トイレから発生するし尿の公共下水への投入は、下水道管及び下水処理場が被災していなければ技術的には可能であることから、関係部局と協議し、具体的な調整を図ります。

〔市内のし尿処理施設〕

施設名	管理者	処理施設
大垣衛生センター	大垣衛生施設組合	し尿処理施設
大垣市浄化センター	大垣市	下水処理施設

6 処理施設の点検・復旧

発災直後は、施設・設備の被害状況を確認（点検手引き）し、必要な応急復旧を行い、できる限り早期に運転を再開します。

ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保及び人材の手配（施設のプラントメーカー等）を行います。

廃棄物処理施設の運転にあたっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認など、平常時よりも慎重な運転管理を行います。

7 災害廃棄物発生量の見直し

災害廃棄物の計画的な処理を行うため、最新の被害情報や処理状況をもとに、災害廃棄物発生量推計の精度の向上を図り、必要に応じて処理体制や市実行計画の見直しを行います。

仮置場で災害廃棄物の体積や比重の計測、トラックスケールを導入することにより、災害廃棄物発生量を順次見直し、推計値から被害実態をもとにした実測値に修正します。

8 仮置場の設置

発災後、市災害対策本部へ報告された被害状況から災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を推計し、発災前に選定した仮置場候補地の中から土地・施設管理者と調整のうえ、仮置場を設置します。

なお、前述した候補地を活用しても必要面積に満たない場合は、県が策定した国有地及び県有地のリストから仮置場の候補地を確保するとともに、それでも必要面積に満たない場合には、民有地の購入または借用によって仮置場を確保します。

(1) 仮置場の選定、設置

- ① 被災者の利便性のほか災害廃棄物収集運搬車両による周辺への交通の影響を考慮します。
- ② 洪水や土砂災害等、二次災害のおそれがない区域とします。
- ③ 市防災計画に定める指定緊急避難場所や応急仮設住宅建設予定地、臨時離着陸場など、他の利用との競合がないよう関係機関と調整したうえで、設置します。

(2) 仮置場設置の規模

- ① 被災状況をもとに予測する災害廃棄物の量から仮置場の必要な面積規模を検討します。
- ② 収集・運搬車両の運行や積み下ろしスペース、重機等による積み上げや分別作業を安全に行うスペースが確保できる場所に設置します。
- ③ 使用前に必要な応じて土壌汚染状況を確認し、仮置する災害廃棄物の性状にあわせて土壌汚染防止策を検討するとともに、管理小屋やフェンス、消火用水槽等の必要設備を設置します。
- ④ 出入口が複数確保できる場合は、一方通行とします。
- ⑤ 開設にあたり、大型車両が進入可能な出入り口の確保や場内環境の整備など、運営上必要な工事等については、施設管理者と協議のうえ、速やかに必要な対策を講じます。

(3) 環境への配慮

- ① 災害廃棄物に含まれる汚染物質が降雨等により、公共水域や地下水へ浸透しないようにするための防止策として、仮舗装の実施や鉄板及びシートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討するとともに、火災などの懸念もあるため設置場所等を消防へ報告します。
- ② 可能な場合は仮置場周辺を目隠しフェンスで囲うなど、周辺地域からの景観に配慮します。
- ③ 飛散防止策として、散水の実施及び仮置場周辺への飛散防止ネット等も対応を検討します。
- ④ 悪臭を防止するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理します。
- ⑤ 必要に応じて周辺の地下水や大気等のモニタリングを実施し、環境対策を検討します。

〔仮置場における環境への影響と対策（発災後）〕

項目	環境への影響	対策
大気	・搬入搬出、破碎選別作業における粉塵等の飛散 ・石綿含有廃棄物の保管及び処理による飛散 ・廃棄物の滞積に伴う有害ガスまたは可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・屋根または飛散防止ネット等の設置 ・フレコンバッグでの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉塵の抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・石綿含有物及び危険物の分別の徹底 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音や低振動機械、重機の使用 ・防音シートの設置
土壌	・災害廃棄物からの有害物質の漏出	・遮水シートの使用 ・P C B等有害廃棄物の分別保管
臭気	・腐敗性廃棄物等からの悪臭	・シート等による被覆処理 ・火災予防を含めた優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・遮水シートの使用 ・排水等の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

(4) 仮置場での分別・処理

- ① 迅速な処理や資源化可能物の回収を行うため、被災現場から搬出する段階で可能な限り分別を行ったうえで、仮置き場に搬入します。
- ② 発災当初は、不明者搜索や道路啓開によって発生した様々な品目の災害廃棄物が混合した状態で搬入されることに留意します。
混合廃棄物は、他の分別された災害廃棄物と分けて保管し、早期に分別を実施します。
- ③ 災害廃棄物の種別に応じた配置場所を看板に明示するなど、分別を促進するため工夫します。
- ④ 受付で積載物の分別状況を確認し、荷降ろし場所を案内します。
- ⑤ タイヤやバッテリー、ストーブ（灯油が残っている場合がある）等は、火災発生の原因となりますので、分別し可燃物からできる限り離れた場所に保管します。
- ⑥ 電化製品のうち、家電リサイクル対象製品（テレビや冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン（家電4品目））は、さらに分別し保管します。
- ⑦ PCB及びアスベスト等、特に取り扱いに注意が必要な災害廃棄物については、分別や管理に留意します。
- ⑧ バックホウ等の重機を用いた粗破碎・分別、手選別による危険物の取り除きを行うとともに、オペレーターを確保します。

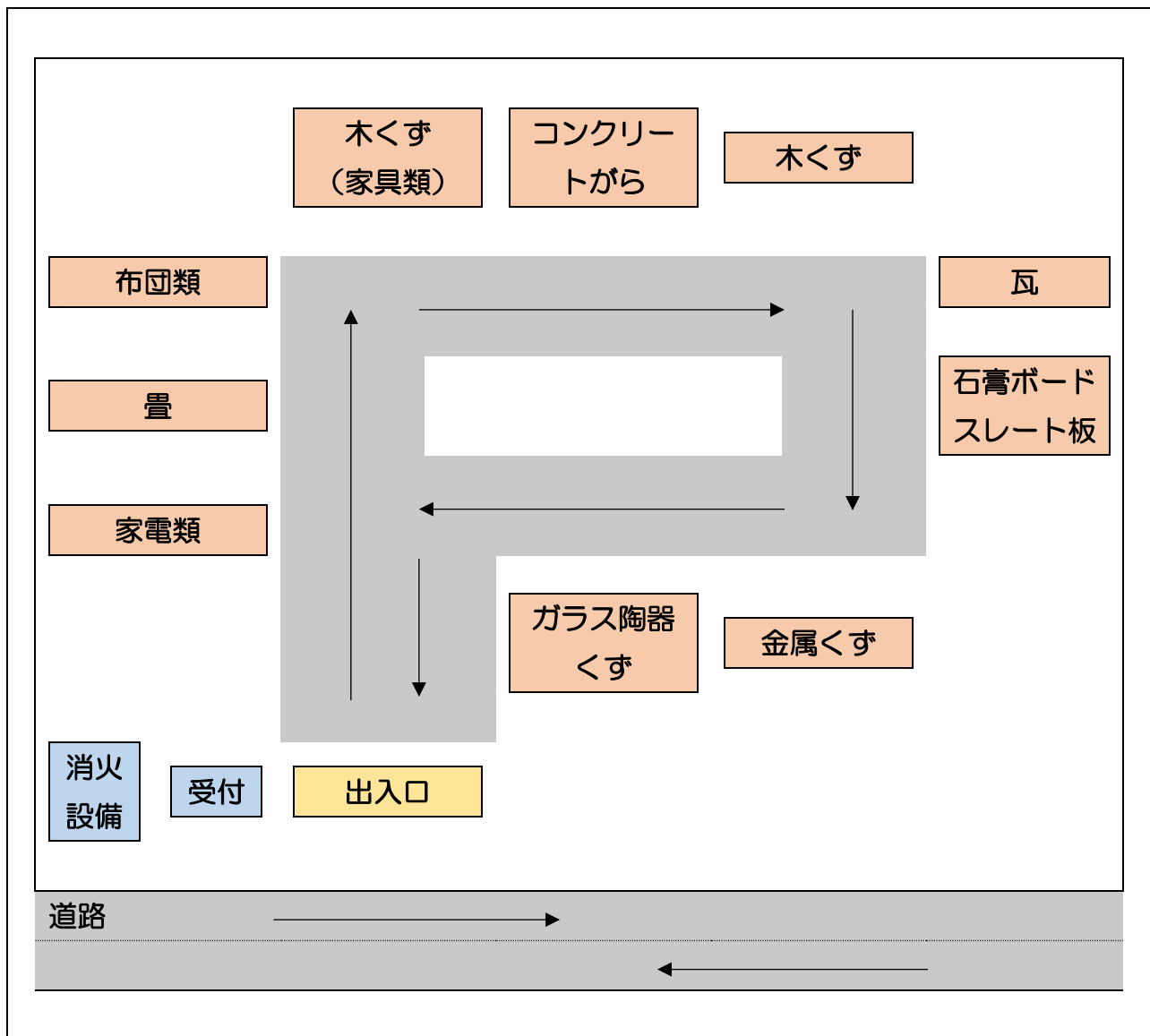
(5) 仮置場運営の留意点

- ① 仮置場の運営にあたっては、交通誘導員等を配置し、効率的かつ安全に配慮した運営を行うとともに、仮置場内及び周辺の交通渋滞を回避するために必要な措置を講じます。
- ② 水害時は、水が引くとすぐに水没家財の排出がはじまることから、被災後直ちに仮置場を決定し、分別方法の周知を行います。
- ③ なりすましごみ（便乗ごみ）の搬入を避けるため、受付で搬入者の身元確認や発生現場（発生場所の住所や氏名）の確認を行います。
- ④ 夜間は閉鎖し、可能な限り侵入不可能な状態にします。

(6) 仮置場の撤収

- ① 終了後の復旧・返却に備えて、事前に土壌を採取し、土壌分析を行います。
- ② 仮置場用地として借用した土地を返却する際は、「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について（平成25年6月27日づけ環境省廃棄物対策課事務連絡）」に基づき、土壌汚染がないことを確認してから返却します。

〔仮置場配置図（例）〕



9 損壊家屋等の解体・撤去

倒壊してがれき状態になっている建物及び敷地外に流出した建物については、市が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れない場合は、承諾がなくても撤去することができます。

損壊家屋のうち全壊判定を受けたものは、災害廃棄物処理補助事業の対象となります。

一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認することを基本としますが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去します。

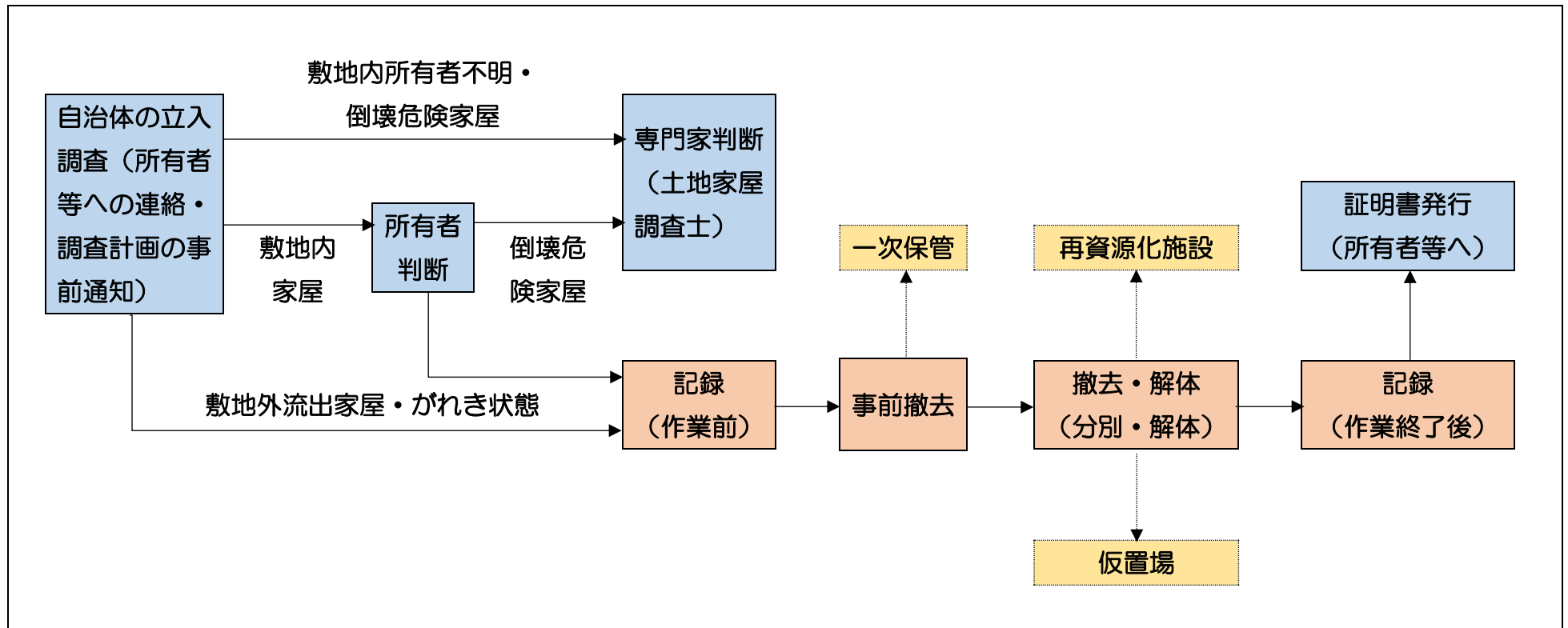
この場合は、現状を写真等で記録します。

解体・撤去にあたり、石綿の含有が懸念される建物は、解体前に専門業者による分析・調査を行う必要があります。

建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、警察等に相談するなどし、所有者等に引き渡す機会を提供します。

所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理します。

〔解体・撤去の作業及び処理フロー〕



出典：環境省「災害廃棄物対策指針（技術資料1-15-1）」

10 特別な対応が必要となる廃棄物

(1) 有害廃棄物・危険物

人の健康や環境に悪影響を及ぼす有害物質を含む有害廃棄物・危険物等の処理方法及び取扱上の留意点は、以下のとおりです。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行います。

関連業者へ協力要請を行い、有害廃棄物・危険物の業者引き取りルートを整備します。

また、有害廃棄物・危険物の排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報します。

なお、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）に該当するものは、事業者の責任において処理するよう指導します。

〔有害廃棄物・危険物等の処理方法及び取扱上の留意点〕

有害廃棄物・危険物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム（特定窓口、特定引取場所）等への引取依頼・資源化（日本消火器工業会）	分別保管
L P ガスボンベ	専門業者による回収処理（全国 L P ガス協会）	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理（高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会）	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク（灯油等）	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤（シンナー等）	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類、農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
P C B 含有廃棄物（トランス、コンデンサ等）	P C B 廃棄物は、P C B 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 P C B 含有不明の場合は、含有物として取扱う。
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接熔融処理または管理型最終処分場に搬入	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底

(2) 廃家電製品

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、リサイクル可能か否かを判断し、リサイクル可能なものは、家電リサイクル法のルートで対応し、対象外の家電については、以下に示す有価物としてリサイクルルートを可能な限り活用します。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に該当する廃棄物については、同法に基づく国の認定事業者等に引き渡します。

〔想定される家電製品とリサイクルルート〕

想定される家電製品		リサイクルルート
PC	デスクトップPC、ノートPC、液晶ディスプレイ	パソコン3R推進協会によるリサイクルシステムあり
携帯電話	充電器を含む。	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステムあり
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者
その他（家庭及び事業者等からの排出）	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（技術資料1-20-7）」

(3) 廃自動車、廃二輪車

被災自動車や二輪車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となります。

廃自動車の処理については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者若しくは引取業者（自動車販売業者や解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となります。

また、廃二輪車の処理については、ハンドルや車体（フレーム）、ガソリントank、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムを利用することができるため、被災域から撤去・移動し、所有者若しくは引取業者（廃棄二輪車取扱店や指定引取窓口）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主な業務となります。

(4) 太陽光発電設備

太陽光発電設備の撤去にあたっては、日照時は発電により感電のおそれがあるため、乾いた軍手やゴム手袋など絶縁性のある手袋を着用すること、複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか切断するなど、その取扱いに注意する必要があります。

保管上の注意として、ブルーシートで覆う等の水漏れ防止策の実施のほか、みだりに人が触るのを防ぐための囲いの設置や貼り紙等による注意を促す必要があります。

(5) 腐敗性の強い廃棄物

水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性のある廃棄物は、公衆衛生の確保を念頭におき、処理・処分を行う際には、まず腐敗物への対応を優先し、市中と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとります。

緊急度に応じて、関係法令に留意し、衛生環境を確保しながら処理を行います。

(6) 思い出の品や貴重品等

道路の啓開や建物の解体など、災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品が混入している可能性も勘案して、作業にあたる必要があります。

所有者等が不明な貴重品（株券や金券、商品券、小銭、貴金属等）は、速やかに警察に届けます。

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品等）については、廃棄に回さず、災害ボランティアセンターなどと協力し、自治体等で可能な限り所有者に引き渡すよう努めます。

第3節 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

市において、がれき類を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合及びし尿、生活ごみ、避難所ごみが処理できない場合には、市の要請に基づいて、県は、県市町村間協定書による広域応援体制を構築します。

がれき類の広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにします。

なお、がれき類発生量が、市で3年以内に処理できる見込みであっても、市の要請に基づいて、県や市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討します。

また、がれき類は一般廃棄物処理施設での処理、仮置場における仮設破碎・選別機による処理または産業廃棄物処理施設を活用した処理などにより可能な限り再資源化に努めます。

し尿の処理については、仮設トイレ設置直後から収集運搬、処分に支障が生じるおそれが高いことから、発災後直ちに広域応援体制を構築します。

市において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、市の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、県は、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整し、広域応援体制を構築します。

1 災害廃棄物処理実行計画

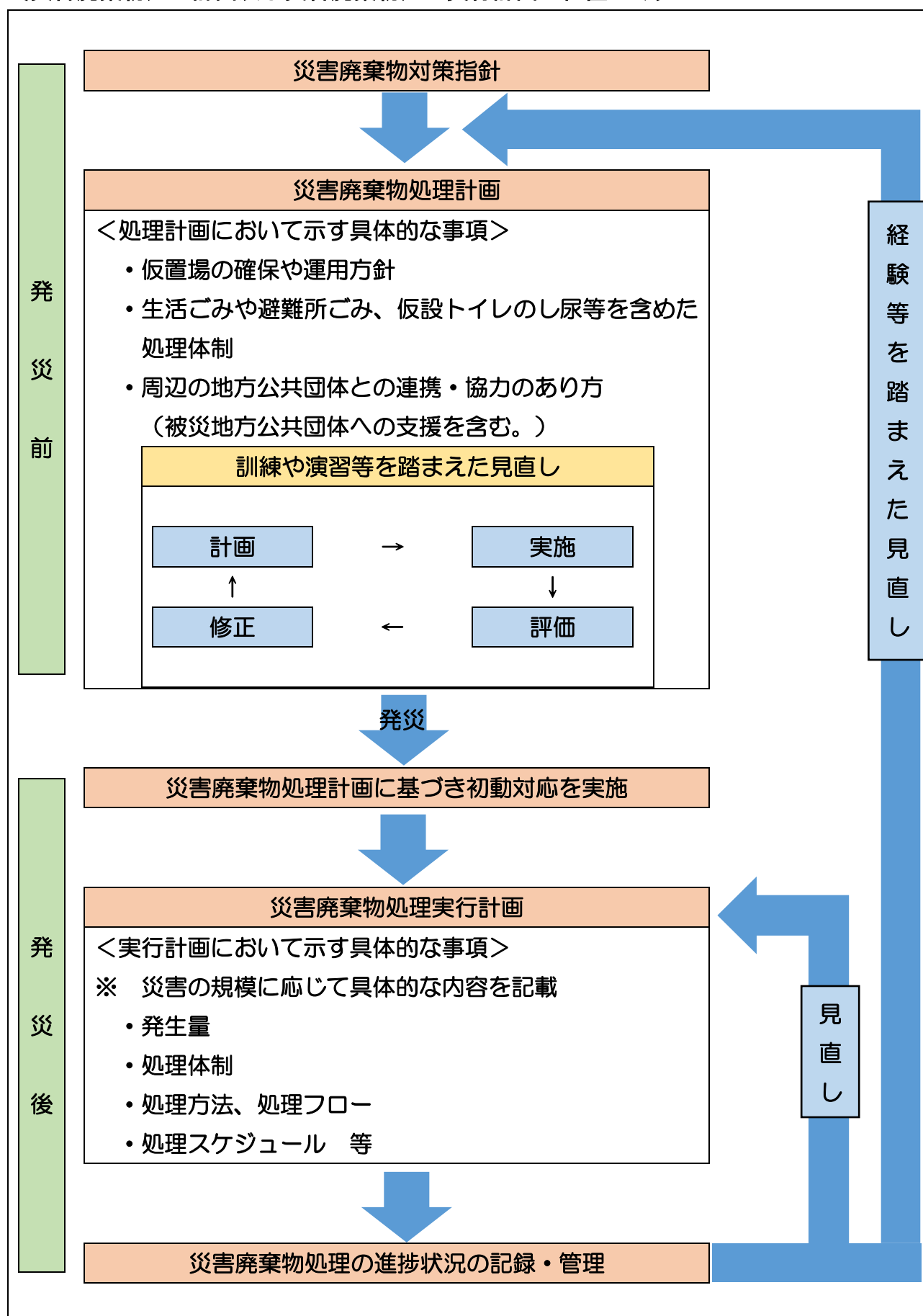
(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

県は、災害廃棄物処理指針及び国庫補助事業の特例について情報収集を行い、市に情報提供を行います。

市は、災害廃棄物処理指針及び市計画を基本として、地域の実情に配慮した処理の基本方針を含む市実行計画を策定します。

県は、市からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、当該災害廃棄物処理のため、処理の基本方針を含む県実行計画を策定します。

〔災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置づけ〕



(2) 発生量・処理可能量・処理見込み量

市及び県は、発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえて、「第2章、第1節、6 災害廃棄物処理の推計」の手法を参考に、災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計を行い、推計結果は定期的に相互に照らし合わせをするとともに、被害の判明状況及び災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて見直しを行います。

(3) 処理スケジュール

市は、処理可能量等を踏まえて処理スケジュールを作成します。

県は、市が作成した処理スケジュールをもとに、県内の広域処理等スケジュールを取りまとめます。

県が市からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、県は、当該災害廃棄物処理のスケジュールを作成します。

スケジュールの作成にあたっては、以下の緊急性の高いものを優先し、関係部局と調整して作成します。

なお、木くずについては時間が経過すると腐敗して再資源化が困難となること等に留意して、廃棄物の種類に留意してスケジュールを作成する必要があります。

- ① 道路の啓開に伴うがれき類の撤去
- ② 仮設トイレのし尿処理
- ③ 有害廃棄物・危険物の回収
- ④ 倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
- ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

(4) 広域処理等フロー

がれき類の再資源化、最終処分状況を把握するために、「第2章、第1節、7、(2) 災害廃棄物処理の広域処理等フロー」をもとに、市実行計画に基づいて、広域的な処理フローを作成します。

広域処理等フローは、がれき類の処理状況に応じて適宜見直しを行います。

(5) 災害廃棄物処理の進捗管理

発生量や仮置場における処理量を情報収集することにより、災害廃棄物処理の進捗管理を行います。

災害廃棄物の発生量については、発災直後、被害棟数から概ねの災害廃棄物発生量を推計した後、仮置場に集積した廃棄物の容量、表面組成から実際の発生量を推計するなど、随時見直しを行います。

積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては、進捗管理を行ううえで考慮します。

〔発災直後の災害廃棄物発生量の算定式〕

災害廃棄物発生量（t）＝災害廃棄物発生原単位（t/棟）×被害棟数						
被害区分	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	火災焼失	
					木造	非木造
災害廃棄物発生原単位	117	23	4.60	0.62	78	98

(6) 再資源化した製品の利用促進

再資源化した製品が復旧資材等として利用されるよう、国や県、地方公共団体に対し再資源化した製品の情報提供、広報活動を行います。

〔災害廃棄物ごとの再資源化（例）〕

災害廃棄物の種類	再資源化
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、埋め戻し材等
廃タイヤ	チップ化（燃料）、セメント材料等
木くず	ボード原料、チップ化（燃料）等
金属くず	金属スクラップ（有価売却が可能）
廃家電	金属類、廃プラスチック（各リサイクル法による再資源化）

2 がれき類の広域処理等

(1) 方針

市において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、広域応援体制を構築します。

県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年間に処理できないがれき類が発生した場合は、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市による仮設処理施設での処理を検討します。

なお、がれき類発生量が、市で3年以内に処理できる見込みであっても、市の要請に基づいて、県、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討します。

県は、がれき類の再資源化のため、県内の廃棄物処理施設について市へ情報提供します。

(2) 調整方法

- ① 県は、市にがれき類の焼却処理及び最終処分に係る広域処理希望量を確認します。
- ② 県は、各施設の可燃物及び不燃物の受入れ可能量を算定して、各施設管理者にがれき類の受入を要請します。
- ③ 各施設管理者は、年間受入可能量を県に連絡します。
- ④ 県は、市に年間受入可能量の割振りをし、市に受入施設及び年間受入量について通知します。
- ⑤ 市は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、がれき類の処理の応援の要求をします。

3 し尿の広域処理

(1) 方針

し尿の収集運搬能力またはし尿処理施設の充足率が100%を下回る事態が生じるおそれのある規模の災害が発生した場合には、県は、市の要請に基づいて、市のし尿処理施設で受入れ処理できないし尿を災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センター（以下この項において「支援施設」という。）で受け入れることを調整します。

(2) 調整方法

- ① 県は、市にし尿の収集運搬及び処分に係る広域処理希望量を確認します。
- ② 県は、支援施設に市のし尿処理施設で処理できないし尿の受入を要請します。
- ③ 支援施設は、受入可能量、受入方法を県に連絡します。
- ④ 県は、市に受入可能量の割振りをし、市に受入施設、受入量及び受入方法について通知します。
- ⑤ 市は、県市町村間協定書により県または応援市町村に対してし尿処理の応援の要求をします。

※ 下水道施設でし尿処理をする場合の留意事項

下水道の管理者は、処理能力を超える搬入がされないよう処理状況を把握し、処理能力を超えるおそれがある場合は、管理者は搬入中止等の判断を行い、市に搬入中止等を通知します。

下水道の管理者は、下水道終末処理場には、し尿処理施設のようにし尿を直接投入する設備が整備されておらずマンホールから投入する必要があることから、作業上の注意点等を整理し作業員に周知徹底する必要があります。

下水道の管理者は、下水道終末処理場には専用の受入槽がないため、一度に大量の受け入れができないことから搬入時間の調整を行い、市に通知します。

4 生活ごみ及び避難所ごみの広域処理

(1) 方針

市において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、市の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整します。

(2) 調整方法

- ① 県は、市に生活ごみ及び避難所ごみの処理に係る広域処理希望量を確認します。
- ② 県は、被害が比較的軽微な焼却施設について、受入可能量を算定して、各施設管理者に生活ごみ及び避難所ごみの受入を要請します。
- ③ 各施設管理者は受入可能量を県に連絡します。
- ④ 県は、市に受入可能量の割振りをし、市に受入施設及び受入量を通知します。
- ⑤ 市は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、生活ごみ及び避難所ごみ処理の応援の要求をします。

5 県を越えた災害廃棄物の処理の広域調整

県内の広域処理体制によっても発災後3年以内に災害廃棄物を処理することが見込まれない場合は、県内の産業廃棄物処理施設の活用、県外の民間一般廃棄物処理施設、市による仮設焼却施設での処理のほか、県を越えた広域調整による処理が必要となります。

県は、近接する県の一般廃棄物処理施設の稼働状況について把握し、近接する県に対し災害廃棄物の受入を調整します。

県域を越えた連携が必要となった場合は、中部ブロック広域連携計画に基づき対応します。

第4節 代行処理

1 県による代行処理の方針

市の職員または庁舎の甚大な被害により行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、市の要請に基づいて、県が災害廃棄物の処理を代行します。

2 県への災害廃棄物処理の事務の委託方法

市は、災害により行政機能が喪失して災害廃棄物を処理することができない場合は、地方自治法に基づき、協議により規約を定め、県に災害廃棄物の処理を事務委託します。

3 国による代行処理

平成27年に災害対策基本法が改正され、災害対策基本法により指定された災害で生じた廃棄物の処理の代行を国が行うことができることとなりました。

国による処理の代行は、市からの要請により、以下の事項を勘案し適用の要否が判断されます。

- (1) 市における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- (2) 指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- (3) 指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

資 料

1 策定の経過

年月日	項目	内容
令和4年10月31日	令和4年度大垣市廃棄物減量等推進審議会第1回会議	・大垣市災害廃棄物処理計画（改定素案）の説明
12月19日	市議会総務環境委員会	・大垣市災害廃棄物処理計画（改定素案）の報告
令和5年 1月 4日 ～ 1月31日	パブリック・コメント	・大垣市災害廃棄物処理計画（改定素案）の意見募集
3月20日	市議会総務環境委員会	・大垣市災害廃棄物処理計画（改定案）の報告
3月31日		・大垣市災害廃棄物処理計画の改定決定

2 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、市の区域内における廃棄物の排出の抑制及び適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等並びに生活環境の清潔に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、再生利用等を行うことにより減量に努め、製造、加工、販売等をする製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第3条 市長の諮問に応じて一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項を審議するため、大垣市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者

4 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(一般廃棄物処理計画)

第4条 市長は、廃掃法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定め、その都度告示するものとし、処理実施計画にあつては毎年度初めに告示するものとする。

2 前項の処理実施計画には、一般廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に関する基本的事項を定めるものとする。

3 第1項の規定により告示した処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示するものとする。

(協力義務)

第5条 市内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに分別して各別の容器に収納し、所定の場所に持ち出す等前条の規定により定められた処理計画及び市長の指示する方法に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第6条 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は占有者は、市長の指示に従い、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に届け出なければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者又は建設者は、当該建築物又は敷地内にその排出する一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告等)

第7条 市長は、占有者等が第5条の規定に違反していると認めるときは、その占有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、占有者等が前項に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その者の一般廃棄物の処理を拒否することができる。
- 3 市長は、事業用大規模建築物の所有者、占有者又は建設者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者、占有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、第4条の規定により定められた計画に従い一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）を処理するものとする。

- 2 市長は、家庭系一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）の処理をできるものとする。

(事業系一般廃棄物の処分承認)

第9条 事業者は、前条第2項に規定する事業系一般廃棄物の処分に関する業務の提供を受けようとするときは、規則で定める場合に限り、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、家庭系一般廃棄物の処分業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。
- 3 第1項の承認には、期限を付し、又は当該事業系一般廃棄物の処分上必要な条件を付すことができる。

(市が埋立処分する一般廃棄物)

第10条 市が設置した最終処分場で埋立処分することができる家庭系一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の除去に伴うコンクリート、ブロック、石くず等
- (2) その他市長が埋立処分するのに適すると認めたもの

(一般廃棄物と併せて処分する産業廃棄物)

第11条 市長は、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、一般廃棄物に併せて必要と認める産業廃棄物の処分をできるものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物の処分について、第4条に規定する処理計画に含めるものとする。

(市が処分する産業廃棄物)

第12条 廃掃法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて焼却処分することができる産業廃棄物は、可燃性の固形状のもので次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が焼却処分するのに適すると認めたもの

(産業廃棄物の処分承認)

第13条 事業者は、前条に規定する産業廃棄物の処分に関する業務の提供を受けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処分業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 第1項の承認には、期限を付し、又は当該産業廃棄物の処分上必要な条件を付すことができる。

(処理手数料等の徴収)

第14条 市長は、市が行う一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び処分に関し、別表に掲げる廃棄物の種類ごとに同表に定める手数料及び費用を徴収するものとする。

2 前項の手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。

3 市長は、天災その他規則で定める特別な理由があると認めるときは、第1項の手数料及び費用を減免することができる。

(許可申請手数料)

第15条 次の各号に掲げる許可を申請しようとする者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- (1) 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 5,000円
- (2) 廃掃法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 5,000円

(3) 廃掃法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 5,000円

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 5,000円
(報告の徴収)

第16条 市長は、廃掃法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行上必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(一般廃棄物処理施設)

第17条 市は、一般廃棄物を適正に処分するため、次の一般廃棄物処理施設を設置する。

- (1) ごみ焼却施設 大垣市クリーンセンター
所在地 大垣市米野町3丁目1番地1
- (2) リサイクル施設 大垣市リサイクルセンター
所在地 大垣市米野町3丁目1番地1
- (3) 最終処分場
所在地 市長が適当と認める場所

(技術管理者の資格)

第18条 一般廃棄物処理施設における技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第2項に規定する基準に適合する資格を有する者でなければならない。

(罰則)

第19条 詐欺その他の不正行為により、別表に規定する手数料又は費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行し、第15条の規定は、平成6年7月1日以後に処理する一般廃棄物について適用する。

(途中省略)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規

定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日条例第12号）

改正 令和4年9月26日条例第20号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以後に実施するごみの収集、運搬及び処分に係る可燃ごみ処理手数料及び不燃ごみ処理手数料の徴収については、令和4年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和5年3月31日までの間に限り、改正前の第15条第1項の無料可燃ごみ処理券を貼付した袋（45リットル10キログラムまで）については、改正後の別表の市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）とみなす。この場合において、改正前の第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日から令和11年3月31日までの間に限り、施行日前に納付した改正前の別表第1一般廃棄物の処理等手数料の部家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料の款可燃ごみ処理手数料の項及び可燃ごみ処分手数料の項の手数料に係るごみの処理及び処分については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、前項の手数料を納付した者で当該手数料に係るごみの処理及び処分を行っていないものは、市長が別に定める期間に限り、市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）3袋又は市長が指定する可燃ごみ用処理袋（小）5袋の交付を受けることができる。

附 則（令和4年9月26日条例第20号）

3 大垣市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

○ 会 長 菊 本 舞

副会長 杉 田 邦 隆

No.	区分	氏名	備考
1	(1) 学識経験者 (2人)	海 原 康 孝	大垣女子短期大学教授
2		菊 本 舞	岐阜協立大学准教授
3	(2) 企業及び団体 (14人)	杉 田 邦 隆	大垣市連合自治会連絡協議会会長
4		松 本 正 平	大垣市商店街連絡協議会会長
5		三 輪 正 直	大垣商工会議所専務理事
6		衣 斐 潤 一	大垣市資源再利用推進事業会
7		豊 田 和 代	大垣市女性連合会副会長
8		森 陽 子	大垣市生活学校
9		豊 田 充 子	大垣市くらしのセミナー副会長
10		松 口 小夜子	大垣市食生活改善協議会
11		栗 田 千津子	西美濃農業協同組合女性部墨俣支部長
12		西 田 勝 嘉	かがやきクラブ大垣会長
13		衣 斐 輝 臣	大垣市環境市民会議副会長（事業者部会担当）
14		安 井 久 雄	連合岐阜西濃地域協議会コーテック労組 執行委員長
15	(3) 行政機関 (1人)	山 本 浩 星	岐阜県西濃県事務所環境課長
16	(4) 公募市民 (2人)	大 洞 とく枝	公募市民
17		臼 井 博 彦	公募市民

大垣市災害廃棄物処理計画

令和5年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 クリーンセンター

岐阜県大垣市米野町3丁目1番地1

電話 (0584) 89-9278